

「交通の未来都市」の実現に向けて（都市空間・交通分野）事業評価一覧（令和6年度に実施した事業）

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
1	地籍調査事業	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	戦略事業	地籍(土地の所有者、地番、地目、地積、境界)の明確化を図ることにより、公共事業・土地取引等の円滑化、課税の適正化、境界紛争等の未然防止や早期解決に資する。	本市域に存する土地所有者及び管理者(土地改良事業・土地地区画整理事業実施地域を除く)	一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目の調査並びに境界や地積に関する測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿として作成する。	計画どおり	105,025	H6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「第3次宇都宮市地籍調査事業基本計画」に基づく調査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの観点において、NCC形成に向けた地域拠点地区の調査や土地取引の活性化を円滑に図るため、人口集中地区(DID)の調査などを継続して実施することができた。</li> <li>また、防災対策においては、災害時における復旧作業の迅速化のため、河川の浸水想定区域の調査を継続して実施することができた。</li> <li>境界立会い不協力者や所有者不明土地等の保留案件に対し、公共事業・土地取引等に影響を及ぼさないよう、登記完了に向けた手続きを着実に進めていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:「第3次宇都宮市地籍調査事業基本計画」に基づく事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市NCCの形成に向け、地域拠点の調査や人口集中地区(DID)の調査面積の拡大などに取り組んでいくとともに、これまで実施してきた防災対策においても、浸水想定区域の調査に継続して取り組む。</li> <li>保留案件の対応については、立会いの協力依頼等を粘り強く行うほか、法務局とも相談・連携を図り、所有者不明土地等の速やかな筆界の確定のため、関係法令を積極的に活用し、登記完了に向けた手続きを進め、土地利用の円滑化に繋げる。</li> <li>「第3次宇都宮市地籍調査事業基本計画」が策定されてから、5か年が経過したことから、事業評価を行う。</li> </ul>	
2	都市計画基礎調査	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成		地域特性に応じた土地利用	市民・事業者	・都市や地域の特性・課題の把握	計画どおり	4,235	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):都市計画基礎調査等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライトライン開業等の都市基盤整備の進展や「東部スポーツウェルネスライン」におけるスポーツ環境の整備等の施策の展開を踏まえ、「第3次宇都宮市都市計画マスタープラン」を一部見直し、ライトライン沿線における新たな土地利用の方針を明らかにした。また、「第3次宇都宮市都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」と整合を図るため、「市街化調整区域の整備及び保全の方針」も併せて見直しし、市街化調整区域の地域拠点内の主要なバス停周辺等に誘導する機能の追加等を行った。</li> <li>本市の都市構造や立地適正化計画の特性、社会情勢等を踏まえた目指すべき将来の市街地像の実現に向け、「第3次宇都宮市都市計画マスタープラン」における土地利用の構想と整合を図るべき地区について、用途地域の見直し等のケーススタディを実施するとともに、これまでのケーススタディの結果等を踏まえ、今後の見直しの進め方や優先順位を検討・整理した。</li> <li>令和4年度に運用を開始した生産緑地制度については、4か所約2.34haを生産緑地地区として都市計画決定し、都市農地の保全を図った。(合計9か所:約4.11ha)</li> <li>生産緑地制度の更なる活用に向け、JAなどの関係機関と連携しながら農業従事者等へ制度に関する周知啓発に努めていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:都市計画基礎調査等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次宇都宮市都市計画マスタープラン」に基づく地域地区等の運用について、今後の検討の進め方等について整理するとともに、これまでのケーススタディの結果等を踏まえ、土地利用の構想と整合を図るべき地区における具体的な都市計画制度の活用方策等を検討・整理し、都市計画決定手続に向けて準備を進める。</li> <li>生産緑地制度の周知や指定の手続きを引き続き行うとともに、都市農地の保全に向けて更に効果的な施策を検討するため、用途地域の変更や地区計画の策定等の他の都市計画制度の活用を検討する。</li> </ul>	
3	地区計画制度の活用	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成		良好な居住環境の保全・形成	市民・事業者	・市街化調整区域における地区計画制度活用に関する指導・助言 ・地域住民主体の地区計画制度の活用促進(出前講座や地元勉強会への参加)	計画どおり	0	H元		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地区計画制度の活用についての指導・助言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性を生かした快適で良好な居住環境等の形成を図るため、地区計画(道場宿ニュータウン地区計画・にらつかニュータウン地区計画)を策定し、地域のコミュニティ維持に向けて、計画的な居住地形成による新しい居住者の誘導促進を図った。</li> <li>「市街化調整区域の地区計画制度運用指針」を改定し、「建築物の緑化率の最低限度」及び「かき・さくの構造の制限」を新たに設け、自然環境と調和したまちづくりに取り組んだ。</li> <li>平石地域拠点・清原東小学校周辺・城山西小学校周辺の3地区に対し、地元への制度の説明など、地域の取組支援を実施した。</li> <li>引き続き、3地区における地区計画の決定に向けて、関係課と連携し、指導・助言等に取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:地区計画制度の活用に向けた指導・助言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画制度を活用したまちづくりに対する地元の機運醸成や市民・事業者等の理解促進を図りながら、制度の活用促進に取り組むとともに、市街化調整区域全体でバランスのとれたまちづくりに向け、制度の運用の見直しを検討していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
4	公共施設等の受け入れ事業	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成		公共施設(道路や公園)の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に開発許可により設置された未帰属公共施設の権利者</li> <li>・市民(公共施設の周辺住民)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未だ市に帰属されていない公共施設の所有権の移管及び維持・管理等の説明</li> </ul>	計画どおり	0	H5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):受入れ団地数の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年に策定した受入計画に基づき事業を進めてきており、令和6年度については計画していた8団地に加え、新たに確認された団地と窓口で申し出があった団地、過年度から交渉している15団地を含む合計23団地の交渉にあたり、5団地の全所有権取得が完了した。</li> <li>・開発許可から相当の期間が経過し地権者の高齢化や相続等が発生しているなか、受け入れについて、権利者への理解の確保が困難になりつつある。今後は、丁寧な説明により理解の確保に向けて取り組んでいく。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:公共施設等の受入事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、交渉中の団地を含め未だ市に帰属されていない所有権を有する団地については、計画的に対象団地の調査や受入依頼を行っていく。</li> </ul>	
5	立地適正化計画等の推進	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	SDGs 好循環P 戦略事業	本市が目指すNCCの具体化を図るため、各拠点等への居住や都市機能の適正な誘導を推進する。	市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能の立地誘導策の展開</li> <li>・市街化調整区域における地区計画制度の活用促進</li> </ul>	計画どおり	12,619	H26	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):都市機能の立地誘導策の展開及び地区計画制度の活用促進】</p> <p>「都市機能の立地誘導策の展開」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画の中間評価・見直しを行い、誘導区域の最適化を行うとともに新たな機能として都市活動支援機能を設定するなど、導出された計画推進上の課題を踏まえながら、施策の強化・充実を図ることができた。</li> <li>・計画の見直しと合わせて、コンビニエンスストア等を対象とした「都市活動支援施設立地促進補助金」の運用開始と、「都市機能誘導施設立地促進補助金」の拡充(「専門店」への拡充)を行うとともに、積極的な周知活動に取り組んだ。</li> <li>・関係課と連携した意見交換会や説明会等を実施して、NCCの考え方や必要性、具体化に向けた取組等について市民理解の促進を図ることができた。</li> <li>・引き続き、都市機能等の誘導策の展開とNCCまちづくりの市民理解の促進に向け、様々な機会や媒体を活用して取組等を情報発信していく必要がある。</li> </ul> <p>「市街化調整区域における地区計画制度の活用促進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞穂野南地区については工事が完了し補助金を交付するとともに、国本西地区、富屋地区等については、協力事業者やアドバイザーと連携しながら地域の取組支援を行い、地区計画制度の活用に向けた検討の進展を図ることができた。</li> <li>・更に、地区計画制度の活用に向けた基礎調査を実施し、地区の状況や課題、地区計画制度の活用可能性など、地元の機運醸成や組織化などの検討促進を図るための基礎資料を取りまとめることができた(平石北小地区、上河内東小地区)。</li> <li>・地区計画制度を活用する地区に偏りが生じていることから、動きが見られない地区においても制度活用の動きを活性化させていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:都市機能の立地誘導策の展開及び地区計画制度の活用促進】</p> <p>「都市機能の立地誘導策の展開」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更なる都市機能及び居住の誘導促進に向け、居住や誘導施設の立地状況の分析や事業者のニーズ調査を行うなど、誘導策の効果・検証を進めていく。</li> <li>・各拠点の都市機能の強化に向け、関係団体や事業者等への制度周知を実施し、都市機能誘導施設立地促進補助金をはじめとした支援制度の活用を促進する。</li> <li>・NCCまちづくりへの市民理解の促進に向け、これまでの周知の取組に加え、関係課と連携しながら市主催イベントへの出店や学校での出前講座などを実施していく。</li> </ul> <p>「市街化調整区域における地区計画制度の活用促進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニティ維持に向け、地域主体で地区計画活用に向けた検討を進めている地区において、各地域の実情に応じた検討の進め方に合わせアドバイザー派遣や補助金等による取組支援を行う。</li> <li>・地域主体の地区計画制度の活用促進に向け、地区における基盤整備やインフラの状況や課題等を整理する基礎調査を行い、機運醸成や組織化など地域主体の検討を促進していく(調査予定地区:清原南小地区、田原西小地区)。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
6	清原地域におけるライトライン沿線のまちづくりの推進	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	戦略事業	ライトライン導入を契機とした魅力あるまちづくりに向け、市民・事業者・行政等が協働しながら、沿線まちづくりを推進する。	市民・事業者	ライトラインと一体となった沿線まちづくりの推進	計画どおり	6,974	H30	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):ライトラインと一体となった沿線まちづくりの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライトライン沿線の清原地域において、「LRT沿線土地利用方針」を踏まえ、各停留場周辺の地域特性に応じたまちづくりを推進している。</li> </ul> <p>【清原】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清原地区市民センター前停留場周辺については、民間事業者等が主体となった取組の定着に向け、企画・運営を担う民間事業者を公募し、社会実験を実施した結果、取組の企画・運営を行う事業パートナーを発掘することができたとともに、実施内容の充実が図られ、停留場周辺の更なる賑わいの創出につながった。</li> <li>・ライトライン沿線の恒常的な賑わいの創出に向け、新たに補助金(「東部エリア観光コンテンツ等造成及び賑わい創出支援補助金」)の創設に向けて取り組んだ。</li> <li>・ライトライン沿線の賑わいや交流の促進が今後も持続するよう、場所や取組の認知向上を図りつつ、取組の自立化・自走化に向け、地域や民間が主体となった取組の定着を支援する必要がある。</li> </ul> <p>【飛山】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宇都宮市都市計画マスタープラン」に掲げる、新たな土地利用の具現化にあたり、地域等との意見交換の結果等を踏まえ、サウンディング調査実施要領を策定・公表し、民間事業者の公募を開始した。</li> <li>・令和7年6月までの期間としているサウンディング調査において、民間事業者より得られる提案内容等の結果などを踏まえ、新たな土地利用の具現化に向け、必要に応じて、関係機関と協議・調整を行う必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:ライトラインと一体となった沿線まちづくりの推進】</p> <p>【清原】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清原地区市民センター前停留場周辺については、ライトライン沿線の恒常的な賑わいの創出に向け、早期に「東部エリア観光コンテンツ等造成及び賑わい創出支援補助金」を創設し、地域や民間事業者、周辺企業等が一体となった取組が継続的に実施されるよう引き続き支援するとともに、他の停留場への取組の波及に向け、企画・運営を行う民間事業者を発掘するなど、地域等に対する必要な支援等を行う。</li> </ul> <p>【飛山】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛山城跡停留場周辺については、サウンディング調査の参加事業者から、新たな土地利用の具現化に向けた方策等を聴取し、結果概要を取りまとめ、公表する。</li> <li>・サウンディング調査結果や地域の意向等を踏まえ、周辺の地域資源等を活用した地域振興につながるような民間事業者の誘導方策等の検討を行う。</li> </ul>	
7	都心部まちづくりの推進	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	戦略事業	ライトラインを基軸とした公共交通と一体となった魅力ある都心部のまちづくりに向け、市民・事業者・行政等が協働しながら、まちづくり推進する。	市民・事業者	人中心の居心地が良いウォーカブルなまちづくりを推進	計画どおり	22,149	H30	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):ライトラインと一体となった沿線まちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や商店街関係者、更には宇都宮まちづくり推進機構や商工会議所の会員企業など多くの市民・事業者と意見交換を行い、「都心部まちづくりプラン」や「宮の街ナカエキサイト」の内容等を共有した。</li> <li>・また、ライトライン駅西側延伸や都心部まちづくりの市民理解を加速化させるため、ライトラインが導入された将来の大通りを再現したVRや、VRを活用した動画など、都心部のまちづくりをPRするコンテンツを作成し、地元との意見交換や大学生とのワークショップを実施するなど、多様な市民層に対して、まちづくりへの理解が促進された。</li> <li>・令和5年4月から運用しているまちづくりに貢献する民間開発の支援について、本市初となる優良建築物等整備事業を活用した民間開発が事業化された。</li> <li>・更には、東武宇都宮駅周辺における交通結節軸となる東武馬車道通りにおいて、令和4年度に実施した社会実験時の道路再編案を基本に、地元商店街や自治会と交通規制や道路整備の方針について意見交換を実施し、取組の方向性や空間づくりへの機運が高まった。</li> <li>・今後は、プランに位置付けた拠点や街路において、地元と空間づくりの方策などについて議論を深度化していくとともに、大学生など様々な主体とも意見交換を行いながら官民共創によるウォーカブルな空間づくりを具体化していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:ライトラインと一体となった沿線まちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、まちづくりを担う多くの関係者と、様々なコンテンツを活用し、都心部の将来像やまちづくりの方針、支援制度等の内容などを共有し、官民一体の空間づくりにつなげる。</li> <li>・また、プランに位置付けた拠点や街路において、ウォーカブルな空間づくりを官民共創で推進するため、地元関係者等との意見交換やパンパ通りにおける社会実験などに取り組むとともに、各種支援制度などの拡充やモデルとなる取組のPRなどに取り組む。</li> </ul>	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
8	東部総合公園整備事業	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	戦略事業	LRT沿線の新たな交通結節拠点として、市が主体となって長期的なまちづくりを担保し、交流人口の増加等を図れる土地利用を行うなど、LRT沿線のまちづくりを牽引する拠点を形成する。	市民・来訪者	LRT沿線の新たな拠点として、周辺の地域特性を踏まえながら、賑わいや交流を創出し誰もが楽しめる魅力ある都市公園を整備する。	計画 どおり	192,006	R2	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):早期用地取得、特定公園施設等譲渡契約の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地権者等に対し、適宜、事業に関する説明や情報提供を行い、理解促進を図りながら用地取得に取り組み、用地の取得が完了した。(100%)</li> <li>・令和6年11月に実施設計が完了し、施設の整備内容や整備費が確定したことから、同年12月に「特定公園施設等譲渡仮契約書」を締結し、3月市議会の議決をもって、本契約を締結した。</li> <li>・アーバンスポーツの国際大会などの大規模催事の誘致に向け、公園や本市の特徴などを掲載したPR資料を作成し、大会等の開催権を有する団体等に対し、プロモーション活動を開始した。</li> <li>・市民が愛着や親しみを感じ、施設を認知してもらえるよう、公園の愛称を公募により選定し、「アークタウン宇都宮」に決定した。</li> <li>・令和8年3月の開園に向けた準備を着実に進めていくとともに、市民に対する機運醸成に取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:アークタウン宇都宮の開園、指定管理業務の開始等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部総合公園条例の制定や指定管理者の決定、オープニングイベントの準備等を行うとともに、施設整備アドバイザー等の支援を受けながら、本公園が市の要求水準等に適合した施設となるよう「東部総合公園ネクストパートナーズ」が進めている建設工事のモニタリングを実施し、令和8年2月に特定公園施設の引き渡しを受け、3月に開園する。</li> <li>・専用ホームページや利用者向けパンフレットの作成など、令和8年3月の開園に向け、市民に対し、機運醸成を図る。</li> <li>・アーバンスポーツの国際大会などの大規模催事を誘致できるよう、公園や本市の特徴などを掲載したPR資料を活用し、引き続き、大会等の開催権を有する団体等に対し、プロモーション活動等を実施する。</li> </ul>	
9	一条中学校跡地の利活用	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	戦略事業	本市中心部に近接する「一条中学校跡地」を活用し、周辺の市民ニーズ等に対応した生活利便性などを高める民間機能の導入を図る。	市民・事業者	当該地周辺の地域住民の利便性向上や、コミュニティの活性化につなげていくため、市民ニーズに対応した公益機能や、地域住民の生活利便機能等を有する民間施設の整備・誘導を図る。	計画 どおり	0	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の進捗確認等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容の着実な履行を担保するため、事業者から、定期的に工事の進捗報告を受け、内容を確認するとともに、必要に応じて説明を求めるなど、事業の履行確認を実施した。</li> <li>・事業期間にわたって提案内容が着実に履行されるよう、民間提案施設開業後の運営状況を適切にモニタリングするため、その実施方法や評価項目等を定めた、本事業独自の「モニタリング実施要領」を策定した。</li> <li>・施設完成まで、引き続き、工事の進捗等を確認するほか、地域コミュニティの活性化につながる取組などの提案内容が事業期間にわたって着実に履行されるよう、モニタリングを実施していく必要がある。</li> </ul> <p>&lt;参考:事業者における進捗状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館等の解体工事が令和6年4月に完了し、同年5月に提案施設等の建築工事に着手した。</li> <li>・市民が愛着や親しみを感じ、施設を認知してもらえるよう、施設の名称を公募により選定し、「ミライト一条」に決定した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:「ミライト一条」開業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設完成まで工事の進捗確認等を実施し、事業者において、令和7年5月に「ミライト一条」を開業する。</li> <li>・運営に係るモニタリング実施要領に基づき、事業者によるセルフモニタリングの結果を検証するとともに、事業者と協議し、次年度の実施目標を設定する。(～令和35年11月)</li> </ul>	廃止 ・ 終了

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
10	中心市街地活性化推進事業	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成		都市機能の集積や地域経済の活性化	市民・来訪者	「第3期中心市街地活性化基本計画」や「都心部まちづくりプラン」等に基づく各事業の推進	計画どおり	50,931	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:都心部の活性化に向けた取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宇都宮中心市街地活性化協議会」において、「第3期中心市街地活性化基本計画」の進捗状況等について意見交換するとともに、都心部の賑わいや魅力の創出に向け、関係団体等と連携し、施策事業を効果的かつ円滑に推進することができた。また、「第3期中心市街地活性化基本計画」の評価等の役割を担っている「宇都宮中心市街地活性化協議会」については、より一層、都心部の更なる官民連携によるまちづくりを推進するため、「宇都宮まちづくり推進機構」と一体化を図った。</li> <li>・「二荒テラス」については、SNS等による情報発信やイベント・講座の開催などにより、多くの高校生や大学生などの利用があったほか、利用者による当施設の愛称決定やサークル団体の発足など、若者の主体的・自立的な活動の実現化・活性化することができた。</li> <li>・本市が連携・支援を続けてきた「釜川から育む会」が「地域づくり表彰審査会特別賞」を本市で初めて受賞し、釜川の魅力や取組を全国に情報発信することができた。</li> <li>・「都心部まちづくりプラン」等で掲げている都心部の将来像の実現に向け、引き続き、関係団体等と連携しながら、都心部の魅力や賑わいの創出等に取り組んでいくことが必要である。</li> <li>・「二荒テラス」については、まちなかの賑わいづくりや若者のまちづくり活動の拠点として、若者を中心とした活動や交流機会の創出をさらに図る必要がある。</li> <li>・都市再生推進法人が都心部において、円滑にまちづくり活動に取り組めるよう、適切に支援する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:戦略的かつ着実な取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都心部のさらなる魅力向上や活動の活性化を図るため、引き続き、庁内関係課や宇都宮まちづくり推進機構、商工会議所など、関係団体等と連携しながら、ウォーカブルなまちづくりに取り組んでいく。</li> <li>・二荒テラスについては、多くの若者が活動への参加や交流促進が図れるよう、市内に立地している企業、大学・専門学校、高校などの利用に向けて、当施設の運営事業者と連携しながら積極的にPRするとともに、イベントや講座等の開催、まちづくり活動への参加促進などに取り組んでいく。</li> <li>・都市再生推進法人が都心部のまちなかの賑わいや交流創出等の取り組みを強化できるよう、適切な支援策について国や県協議しながら検討を進めていく。</li> </ul>	改善
11	公共空間等の利活用促進	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	好循環P 戦略事業	公共空間等を活用したエリアの魅力づくり	市民・来訪者	公共空間の利活用促進に向けた社会実験の実施	計画どおり	5,000	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:公共空間の利活用促進に向けた社会実験の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共空間の利活用の促進に向け、まちかど広場において社会実験(キッチンカーによる飲食の提供、休憩スペースの確保等)を実施し、来街者の滞在や休憩、飲食や物販等の出店ニーズが確認することができたことと、まちなかにおける賑わい創出などに寄与することができた。</li> <li>・「釜川から育む会」が主体となって取り組んでいる、ふれあい広場と周辺の民地を一体的に活用した空間づくりへの支援を行い、釜川エリアの魅力の向上や居心地が良い空間を形成することができた。</li> <li>・ウォーカブルなまちの実現に向け、都心部まちづくりプランで掲げる街路やエリア等において、引き続き、官民一体となって、公共空間や民地等を利活用しながら、魅力に溢れ居心地が良い空間創出に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:公共空間の本格活用に向けた検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの社会実験で得た空間活用に係るノウハウ(場の管理・運営方法、団体間の調整及びネットワーク、許可申請手続き等)について、公共空間の活用を予定している「パンパ通り」、「東武馬車道通り」等における社会実験などに活用し、都心部における更なる賑わい・交流の創出に取り組む。</li> <li>・「釜川から育む会」をはじめとしたまちづくり活動団体と連携しながら、都心部における更なる賑わい・交流の創出に取り組んでいく。</li> </ul>	
12	宇都宮まちづくり推進機構補助金	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成		都心部の賑わい創出や魅力向上	・宇都宮まちづくり推進機構 ・市民、事業者、来訪者	都心部の活性化に向けた事業の実施支援	計画どおり	20,052	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:NPO法人ならではの公益性と民間活力を活かした事業の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宇都宮まちづくり推進機構」が取り組む各種活性化事業の実施において、関係機関、地元商店街などとの連携促進をはじめ、当機構の組織力向上に向けた会員確保、また、既存取組の内容及び実施体制等の見直しに関する支援を行った。</li> <li>・オリオン通りの治安維持に向けて、オープンカフェ事業の終了時間を短縮(午前0時から午後10時まで)したとともに、適正な事業運用を図るため、事業参加店舗への周知・ルール徹底などの支援を行った。</li> <li>・宇都宮まちづくり推進機構が都市再生推進法人として、ウォーカブルなまちづくりに注力できるよう、円滑な組織運営など適切な支援を講じていくが必要である。</li> <li>・オープンカフェ事業については、出店者の事業ルールの遵守に向けて、「宇都宮まちづくり推進機構」と「オリオン通り商店街」等が連携しながら、適正な事業運用に向けて取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:都心部の魅力創出・活性化に寄与する各種事業への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宇都宮まちづくり推進機構」が都市再生推進法人として新たに取り組む、八幡山公園通りエリアを中心とした、ウォーカブルなまちづくりについて、機構と情報共有を密にしながら、エリアプラットフォーム構築や社会実験の実施などプロジェクトの実現化に向け支援していく。</li> <li>・「宇都宮まちづくり推進機構」が主体のオープンカフェ事業については、定期的に出店者会議を開催し、ルール遵守の徹底を図るとともに、ルールを守らない店舗に対しては指導等を行うなど、「宇都宮まちづくり推進機構」や「オリオン通り商店街」等と連携しながら、オープンカフェ事業の適正な運用に取り組んでいく。</li> </ul>	拡大

NO.	事業名	政策の柱 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
13	JR宇都宮駅西口周辺地区整備の 推進	VI-12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の形 成	SDGs 戦略事業	宇都宮の玄関口とし てふさわしい都市機能 の集積を図るととも に、鉄道やLRT、バス などの交通手段が連 携した誰もが利用しや すい交通環境を創出 する。	市民、来訪者、関係 権利者及び交通事 業者	・駅前広場の再整備と周 辺まちづくりの一体的な 検討 ・地元まちづくり組織の活 動に対する支援等	計画 どおり	154,955	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):魅力ある駅前広場や周辺まちづくりに向けた検討の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度は、官民一体となった駅西口周辺地区の再編に向けて、地区の自治会やまちづくり活動団体、交通事業者、有識者で構成する「懇談会」を計3回開催し、駅前広場や民間街区の整備方針や導入機能、平面図イメージを取りまとめた。</li> <li>・また、A街区・トナリエ・北地区などにおける駅前広場整備と連携した周辺民間街区の再編に向けて、関係者との勉強会の開催や個別ヒアリングを継続的にを行い、周辺地区の一体的な再開発について、概ね方向性の合意を得た。</li> <li>・ライトライン西側延伸や市街地再開発事業などの関連事業と連携しながら駅前広場における交通基盤施設の機能・規模・配置などに関する検討を行った。</li> <li>・駅西口周辺地区において、多くの関係者等から意見を伺いながら、官民一体となったまちづくりの方向性を示す「整備方針」などを取りまとめ、実効性の高い整備基本計画を早期に策定する必要がある。</li> <li>・計画の具体化に向けた基本設計にあたっては、ライトラインの西側延伸と一体となった駅前広場の空間デザインなどを検討する体制を構築するとともに、都市計画の手続きを進める必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:魅力ある駅前広場や周辺まちづくりに向けた整備基本計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライトライン西側延伸や市街地再開発事業などの関連事業と連携を図りながら、適宜、「懇談会」において意見を伺い、「整備基本計画」を取りまとめる。また、交通管理者や交通事業者などの関係機関と協議を行うとともに、有識者等から意見をいただける検討体制を整えながら、駅前整備に向けた「基本設計」を進める。</li> <li>・周辺民間街区の権利者等で構成される「西口地区まちづくり協議会」や個別権利者等と、民間街区における導入機能や整備内容などについて意見交換を重ね、準備組合の設立など街区再編を進める。</li> </ul>	
14	JR宇都宮駅東口地区整備の推進	VI-12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の形 成	SDGs 戦略事業	都市拠点への高次で 多様な都市機能の集 積促進	うつのみやシンフォ ニー	・複合施設棟②(ハイブ ランドホテル)の整備に向 けた「うつのみやシンフォ ニー」との連携強化	計画よ り遅れ	3,000	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):複合施設棟②整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイブランドホテルの整備に向けて、「うつのみやシンフォニー」に働きかけるとともに県内の観光型ホテルに対し、参画の意向や条件などを把握するためのヒアリングを行った。</li> <li>・現環境下においては、建設コストの高騰が続いていることなどにより、現在もホテル事業の組成に至らない状況であるが、インバウンド需要により宿泊需要が高まっていることから、「うつのみやシンフォニー」と連携しながら、引き続き、ホテル事業者の探索に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:複合施設棟②整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ホテル整備に向け「うつのみやシンフォニー」と連携しながら、建設コストの動向やホテル需要の回復状況、社会情勢について確認するとともに、ホテル事業者の参画の意向や条件などの把握に努めるなど、ハイブランドホテルの誘致に取り組む。</li> </ul>	
15	再開発促進事業	VI-12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の形 成	SDGs 好循環P 戦略事業	市街地再開発事業を 円滑かつ効率的に推 進する。	再開発準備組合(パ ンバ地区、千手・宮 島地区)	市街地再開発事業に係る 高度な専門知識を有する コンサルタント派遣	計画 どおり	5,456	S57	独自性 トップクラ ス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):権利者の合意形成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンバ地区については、令和7年度の都市計画決定を目指し、大通り・パンバ通りの将来の道路空間や公園の再配置などを想定した事業(施設)計画案を作成し、その計画案を基に全権利者に対して説明会を実施するなど、権利者の合意形成を支援した。</li> <li>・千手・宮島地区については、権利者の合意形成に向けて、餃子通りなどの地域資源を活かした、人中心の歩いて楽しい空間の創出が図られる、広場や店舗の配置などの事業(施設)計画案を作成するとともに、デベロッパーやゼネコンに対してサウンディング調査を実施するなど、事業協力者の確保に向けた検討を支援した。</li> <li>・両地区ともに、市街地再開発事業の事業化に向けて、都心部まちづくりプランに基づく空間づくりなど、魅力ある事業計画の作成や権利者の合意形成に向けた組合への支援を継続する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:事業化に向けた準備組合への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンバ地区については、都市計画決定に向けて、権利者等の意向を踏まえた事業計画案を基に道路管理者や公園管理者などの関係機関との協議・調整を図るため、引き続き、コンサルタント派遣による支援を行う。</li> <li>・千手・宮島地区については、サウンディング調査を踏まえて、参画意向のある事業者に対し、参入条件等のヒアリングを実施するなど、事業協力者の確保による実現性の高い事業計画案を作成するため、引き続き、コンサルタント派遣による支援を行う。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
16	都心部地区まちづくり促進事業	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	SDGs 好循環P 戦略事業	「都心部まちづくりビジョン」の実現を目指し、まちづくりに貢献する民間開発の促進を図る。	高次都市機能誘導区域内の土地・建物の権利者	開発意向のある地区について、専門家の派遣(アドバイザーやコンサルタント派遣)から整備支援(優良建築物等整備事業)などの検討熟度に応じた支援	計画 どおり	1,840	R5	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):民間開発の機運醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザー派遣については、「池上町地区」において、優良建築物等整備事業の活用に向け、都市計画手続き(高度利用地区)の開始や建築協定の締結など、事業化に向けた取組を支援した。また、「駅前2丁目地区」においては、敷地や建築物の共同化による開発意向のある権利者に対して、地区における共同化に向けた勉強会発足を支援した。</li> <li>・コンサルタント派遣については、勉強会が発足された「駅前2丁目地区」に対して、地区における共同化に向けて、地区の現状から課題を整理し、地区の将来像を検討・共有しながら、魅力ある事業計画案を検討するなど、まちづくりに貢献する民間開発の機運醸成を図った。</li> <li>・まちづくりに貢献する民間開発の機運醸成に向けて、引き続き、技術的な助言等を行う専門家派遣を実施するなど、地区ごとの課題や検討熟度に応じた支援を行う必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:民間開発検討の深度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の勉強会において、既存建築物のテナントの活用状況や建替時期の意向などを含めた地区の現状と課題を把握するとともに、地区の将来像の検討に向け、都心部の将来のまちづくりをイメージできるVRの活用など、議論を深めながら、引き続き、民間開発の機運醸成を図る。</li> </ul>	
17	宇都宮駅西口南地区市街地再開発事業	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	SDGs 好循環P 戦略事業	高次な都市機能の集積や都心居住を促進し、賑わいの創出や安全・安心で快適な市街地を形成する。	宇都宮駅西口南地区市街地再開発組合	・市街地再開発事業の実施に係る補助金の支出 ・職員による事業に対する技術的支援	計画 どおり	490,410	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助金の適正な執行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年12月、工事施工時に発生した想定外の地中埋設物撤去による工程や工事期間の見直しに伴う事業計画変更申請について、事業費の精査や法令の確認を行うなど適正に認可した。</li> <li>・本体建築工事に対して、工事の進捗や出来高の確認を行うなど、適正に補助金を支出した。</li> <li>・建設資材費等の高騰に対する国支援である「防災省エネまちづくり緊急促進事業(地域活性化タイプ)」を活用した。</li> <li>・確実な事業実施に向けて、引き続き、国の動向を注視しながら追加要求を行うなど財源確保に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:着実な事業実施に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体建築工事について、引き続き、定期的に組合へ進捗を確認していくとともに、国・県とも連携して補助金の確保に向けた必要な対応を行うなど、着実な事業実施を支援する。</li> </ul>	
18	宇都宮駅大通り南地区市街地再開発事業	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	SDGs 好循環P 戦略事業	高次な都市機能の集積や都心居住を促進し、賑わいの創出や安全・安心で快適な市街地を形成する。	宇都宮駅西口大通り南地区市街地再開発準備組合	・市街地再開発事業の実施に係る補助金の支出 ・職員による事業に対する技術的支援	計画 どおり	186,000	R6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助金の適正な執行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年7月、市街地再開発事業及び高度利用地区の都市計画決定・変更を行った。</li> <li>・事業計画認可・組合設立認可申請に必要な基本設計や地盤調査などの調査設計計画費に対して、調査内容や結果等を確認しながら、適正に補助金を支出した。</li> <li>・事業進捗に合わせた組合への適切な指導・助言等に加え、適正な補助金の執行により、事業の円滑な推進を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:着実な事業実施に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の「社会資本整備総合交付金」や「防災・省エネまちづくり緊急促進事業」補助金の要綱改正など国の動向を注視しながら財源確保に努め、9月の組合設立をはじめとした着実な事業実施を支援する。</li> </ul>	
19	東部土地区画整理事業の推進	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成		防災性や利便性の高い安全で快適な居住環境の形成	東部土地区画整理事業の未整備地区内の関係権利者	・未整備地区の特性に応じた整備内容など事業の方向性の検討 ・宇大西地区(平松西エリア、平松町エリア)における地元の機運醸成	計画 どおり	4,235	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):整備手法などの検討及び地元の機運醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未整備地区においては、各地区の状況に応じた課題を整理するとともに、事業の方向性を取りまとめた。</li> <li>・宇大西地区(平松西エリア)においては、検討が長期化しているものの、地元合意形成に向けた進め方について、地元代表者などと意見交換を行い、引き続き事業化に向け、協働で取り組むことを確認した。</li> <li>・宇大西地区(平松町エリア)においては、今後の進め方と整備の方向性について、地元代表者などとの意見交換を行った。</li> </ul> <p>・引き続き、地元との意見交換を行いながら、未整備地区における具体的な整備内容について検討を進め、計画的な事業推進に取り組む必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:事業の方向性の整理及び地元の機運醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇大西地区(平松西エリア)においては、継続的な地元との意見交換により機運醸成が図られつつあり、引き続き、地元との意見交換会や個別ヒアリングを行いながら、事業計画の基礎となる整備内容案を取りまとめるなど、合意形成に向けて取り組む。</li> <li>・宇大西地区(平松町エリア)においては、居住環境の改善に向けた地元の機運が高まってきていることから、現状や課題などについて共有を図るための意見交換会を実施しながら、道路などの整備内容を検討していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
20	八幡山公園魅力向上事業	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	好循環P 戦略事業	民間活力を活用した八幡山公園の魅力向上とより一層の賑わいの創出	・市民 ・来訪者 ・八幡山公園	・公募設置管理制度(Park-PFI)を活用した新たな施設の整備	計画 どおり	15,510	R4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):公募設置等予定者の決定と基本協定の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年6月から事業者の公募を開始し、外部有識者等から成る事業者選定委員会における審査結果を踏まえ、12月に、中村土建株式会社を代表法人とする「中村土建グループ」を公募設置等予定者として決定した。</li> <li>・令和7年3月に、事業実施にあたっての官民の役割分担や整備スケジュールなどを定めた基本協定を締結した。</li> <li>・提案内容の適切な履行を担保するため、令和9年3月の供用開始を目指して必要に応じ専門家等の助言を得ながら円滑に事業を推進する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:事業者と連携した着実な事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に実施した事業者の公募・選定・基本協定締結を踏まえ、認定事業者が実施する設計業務において提案内容を適切に履行できているかを確認するためのモニタリングを行い、令和7年度中の設計完了と特定公園施設建設・譲渡契約の締結を目指す。</li> <li>・また、八幡山公園の開園100周年(令和9年4月)に向けて、継続的な機運の醸成に向けた検討を進めていく。</li> </ul>	
21	身近な生活圏の公園整備事業	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	好循環P	地域コミュニティ形成などの拠点となる緑と憩いの場の創出	市民	地域ニーズを反映させた公園整備	計画 どおり	93,089	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):身近な生活圏の公園整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ等を実施し、地域のニーズを伺いながら、土地区画整理事業と連携した公園整備を実施した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市民ニーズを反映させた公園整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、地域の特性を的確に捉えながら、ワークショップ等による幅広い市民ニーズを反映させた身近な公園整備を推進する。</li> </ul>	
22	公園施設改修事業	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	好循環P	市民が安心して利用しやすい公園とするための遊具更新	市民	遊具の更新	計画 どおり	76,076	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な遊具更新の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具の安全点検結果に基づき、更新する遊具の優先順位を整理し、社会資本整備総合交付金(防災・安全)を活用し、31公園の遊具更新を実施した。</li> <li>・遊具を利用する公園利用者の安全性の確保が図られるよう、財源の確保に努めるとともに、計画的に遊具の更新を進める必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的な遊具更新の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用者の安全確保を図るため、県などの関係機関と協議調整を図りながら、財源確保に取り組むとともに、遊具の安全点検を確実に実施することにより、遊具の劣化状況や健全度を把握し、遊具の更新を計画的に実施する。</li> </ul>	
23	宇都宮公園愛護会支援事業	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	好循環P	公園愛護会の新設・育成支援	公園愛護活動に参加する地域団体(自治会・子ども会などの任意団体)	・公園愛護会新設に向けた働きかけ ・既存愛護会へのニーズに応じた活動支援 ・公園愛護会の育成に係る補助金の交付	計画 どおり	3,506	S51		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):公園愛護会の設立促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等に対し愛護会設立の働きかけを行い、新たに2愛護会が設立された。</li> <li>・愛護会の活動支援のため、新たな取組として花壇の管理や植栽の剪定等に関する講習会を2回実施するとともに、愛護会の活動や支援情報を発信するホームページを作成した。</li> <li>・高齢化等により解散数が増える傾向にあることから、引き続き愛護会活動の活性化に向け、本市の実情に応じた支援の充実を図るとともに、より活動しやすい制度を目指し、小規模の活動への支援を検討するなど、制度の拡充を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:活動しやすい仕組みの検討・導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛護会の普及に向け、愛護会の活動情報を広く市民にPRしていくとともに、自治会・企業への愛護会設立の働きかけを継続的に行っていく。</li> <li>・令和6年度から開始した樹木や花の管理に関する講習会については、引き続きより多くの愛護会員に参加いただけるよう講習内容や開催時期の検討を行いながら、実施を継続していく。</li> <li>・より参加しやすく、継続しやすい仕組みの検討を行い、愛護会活動の活性化を図る。</li> </ul>	
24	築瀬土地区画整理事業	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・仮換地指定 ・工作物等移転 ・道路整備	計画 どおり	148,668	H31		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):仮換地指定、工作物等移転及び道路整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係権利者の協力を得ながら、仮換地指定を実施するとともに、工作物等移転や道路整備などの公共施設整備を計画的に行い、基盤整備を推進した。</li> <li>・事業が終盤を迎える中、公共施設未整備箇所については、公共施設の整備改善を行うことで宅地の利用増進など土地区画整理事業の効果を発現するために、関係権利者と粘り強く交渉を行いながら合意形成を図るとともに、仮換地指定の完了を目指して事業を推進する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的・効率的な公共施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、令和8年度の事業完了に伴う換地処分に向け、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、仮換地指定を完了させるとともに、工作物等移転や公共施設整備等を計画的かつ効率的に実施し、工事概成を目指していく。</li> </ul>	
25	宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業	VI-12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・換地処分に伴う登記 ・清算金の徴収・交付	計画 どおり	57,805	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):換地処分に伴う登記や清算金の徴収・交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度末に行った換地処分に伴い、土地や建物の登記簿を区画整理後の地積などに書き換える必要があったため、遅滞なく法務局へ登記申請した。</li> <li>・保留地を所有していた権利者に対して、必要な登録免許税額や手続きの流れを説明し、理解を得ながら、保留地の所有権移転登記を行った。</li> <li>・清算金の徴収対象者に対して、分割納付の希望確認を行うとともに、関係権利者の理解を得ながら、清算金の徴収を引き続き行っていく。</li> <li>・清算金の交付対象者から振込先の確認を行い、清算金の交付を行うとともに、権利者から受領拒否があった場合などは、法務局へ供託手続きを行った。</li> </ul>	廃止 ・ 終了

NO.	事業名	政策の柱 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
26	宇都宮大学東南部第2 土地区画整理事業	VI-12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の形 成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・仮換地指定 ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成	計画 どおり	1,156,748	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):建物移転、道路整備及び宅地造成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の骨格を形成する都市計画道路「産業通り」については、完成4車線化に向け、他事業と密に連携・調整しながら重点的に整備を進めてきた。また、仮換地指定や建物移転、道路整備などの公共施設整備を計画的に実施し、基盤整備を推進した。</li> <li>・道路ネットワークの形成に重要な「産業通り」と「国道123号」交差点改良及び「宇大南通り」の開通について、引き続き、関係権利者の合意形成を図る必要がある。</li> <li>また、当地区は住宅が密集しており玉突き移転となることから、移転計画や公共施設整備の手法等を適宜見直し、より効率的に事業推進を行えるよう柔軟に対応していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的・効率的な公共施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の都市計画道路については、道路ネットワークの形成による交通利便性の向上や防災性の強化に加え、土地利用の増進など、様々な効果が期待できることから、引き続き、「産業通り」は「国道123号」との交差点改良を進め、「宇大南通り」は早期開通に向け建物移転や整備を推進していく。</li> <li>・安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、公共施設整備を計画的かつ効率的に推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、住宅密集地における建物移転を円滑に進める。</li> </ul>	
27	宇都宮鶴田第2 土地区画整理事業	VI-12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の形 成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・仮換地指定 ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成	計画 どおり	404,874	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):建物移転、道路整備及び宅地造成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市有地(未指定)の仮換地指定については、公売保留地との位置を調整する必要があることから見送ることとした。</li> <li>・関係権利者の協力を得ながら、工作物及び建物移転を進め、道路整備などの公共施設整備を行い、基盤整備を推進した。</li> <li>・事業が終盤を迎える中、公共施設未整備箇所については、公共施設の整備改善を行うことで宅地の利用増進など土地区画整理事業の効果を発現するため、関係権利者と合意形成に向けた交渉を引き続き進めるとともに、理解の得られない権利者に対しては、様々な手法を検討しながら事業を推進する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的・効率的な公共施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、公共施設整備を計画的かつ効率的に推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、計画的な保留地処分を実施することで安定的に財源を確保し、建物等移転や公共施設整備を円滑に進める。</li> </ul>	
28	小幡・清住 土地区画整理事業	VI-12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の形 成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・仮換地指定 ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成	計画 どおり	2,179,746	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):建物移転、道路整備及び宅地造成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係権利者の協力を得ながら移転計画に沿った仮換地指定や建物調査などを行うとともに、集団移転に伴う建築物等の解体や道路などの公共施設整備を行い、基盤整備を推進した。</li> <li>・引き続き、道路やライフラインなどの公共施設整備に係る関連企業と工程調整を密に図り、計画的に工事を進めるとともに、関係権利者の協力を得ながら、令和7年度以降の計画的な集団移転の実施に向けた取り組みを推進する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的・効率的な公共施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、計画的に事業を推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、年度ごとの移転計画に沿った仮換地指定及び円滑な集団移転を進める。</li> <li>・仮換地指定や建物等の移転補償契約など、関係権利者と合意形成に向けた交渉を引き続き進めるとともに、理解の得られない権利者に対しては、様々な手法を検討しながら事業を推進する必要がある。</li> <li>・当該地区内の都心環状線については、交通利便性の向上に向けた道路ネットワークの形成・強化に寄与する重要な路線であることから、令和7年度末の供用開始に向け優先的に整備を進めていく。</li> </ul>	
29	岡本駅西 土地区画整理事業	VI-12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の形 成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・仮換地指定 ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成	計画 どおり	392,388	H6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):建物移転、道路整備及び宅地造成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係権利者の協力を得ながら、工作物及び建物移転を進め、道路整備などの公共施設整備を行い、基盤整備を推進した。</li> <li>・土地区画整理事業の効果を発現するために、地区内の都市計画道路の「駅西中央通り」や「内野線」など全線供用開始に向け、関係権利者との交渉を粘り強く進めて行く必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的・効果的な公共施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、計画的な保留地処分を実施することで安定的に財源を確保し、建物等移転や公共施設整備を円滑に進める。</li> <li>・地区内を南北に縦断し、主要な動線となる都市計画道路の整備により、交通利便性の向上が図られ、土地利用の促進などの効果が期待できることから、都市計画道路「駅西中央通り」の早期供用開始に向け、権利者との交渉や整備工事を進めていく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
30	耐震診断士派遣制度	VI-12	安心で快適な住まいづくりの促進		住宅の耐震化促進	昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅を所有する個人	・無料の耐震診断	計画どおり	9,504	R5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):派遣制度の利用促進・周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無料で利用できる耐震診断士派遣制度について、自治会回覧や広報紙、HP等により、広く周知するとともに、旧耐震基準住宅の所有者に対し、耐震普及ローラー作戦(戸別訪問)やDMIにより、耐震化の必要性を周知するとともに、各種支援制度の活用を促した。</li> <li>耐震化を進めるにあたっては、住宅所有者に自宅の耐震性の実態を把握してもらうことが必須であるため、まずは耐震診断してもらえるよう制度の周知に取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:派遣制度の利用促進・耐震診断実施者へのフォローアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、耐震診断士派遣制度について、自治会回覧や広報紙、HP等により、広く周知を行うとともに、耐震診断の結果、十分な安全性がないと判断された住宅所有者で改修を実施しないことを選択した者に対しては、定期的に改修を促していく。</li> </ul>	
31	木造住宅耐震改修(耐震化効果促進)補助金	VI-12	安心で快適な住まいづくりの促進		住宅の耐震化促進	昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅を所有する個人	・耐震改修等費用の一部補助	計画どおり	45,427	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の活用・周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会回覧や広報紙、HP等により、耐震化の必要性を広く周知するとともに、旧耐震基準住宅の所有者に対し、耐震普及ローラー作戦(戸別訪問)やDMIによる耐震化の補助制度の周知に取り組んだ。</li> <li>国・県による令和7年度からの耐震改修工事に補助金を上乗せする方針を踏まえ、耐震改修補助額を拡充した。</li> <li>木造住宅が集中する地域において、重点的に普及啓発を行うとともに、引き続き、本庁舎市民ホールでのパネル展や耐震無料相談会、防災ベッドの実物展示会などの取組を強化しながら、住宅の耐震化を促進していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続的な周知啓発・補助制度の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、改修や建替への耐震化に対する支援に加え、部分改修や耐震シェルターなどの命を守る方策を展開するため、木造住宅が集中する地域にターゲットを絞った戸別訪問や関係団体と連携した周知活動などに取り組んでいく。</li> <li>令和7年度が、現行計画(宇都宮市建築物耐震改修促進計画(三期計画))の最終年度となることから、次期計画の策定作業の中で、国の基本方針や県の計画と整合を図るとともに、本市の耐震化の状況等を踏まえ、旧耐震基準の住宅所有者の大半を占める高齢者のニーズを捉えた対応など、有効な支援策を検討していく。</li> </ul>	拡大
32	民間建築物アスベスト除去等補助金	VI-12	安心で快適な住まいづくりの促進		アスベストの適正処理促進	吹付けアスベストが施工されている民間建築物の所有者	・アスベスト除去等費用の一部補助	計画より遅れ	0	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙やHP等への掲載によりアスベスト補助制度を周知するとともに、建設リサイクル法に基づく届出時や、建築関係団体による研修会において周知活動を行っているが、令和2年度以降、補助実績がないことから、より一層、効果的な普及啓発を行う必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助制度の周知強化・周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、市民の健康被害を未然に防止し、良好な生活環境を確保するため、アスベストに関する注意喚起や補助制度の広報を強化していく。</li> </ul>	
33	マイホーム取得支援事業補助金	VI-12	安心で快適な住まいづくりの促進	好循環P	・拠点形成の促進(居住誘導区域等への居住誘導) ・人口の獲得	居住誘導区域等に住宅を取得した市内転居者・市外転入者	・住宅取得費の一部補助 ・住宅金融支援機構との連携事業(フラット35の金利優遇)の実施	計画どおり	95,900	R5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):居住誘導区域等への居住誘導・人口の獲得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口が減少する中であっても、本制度の活用促進により、子育て世帯をはじめ、約270世帯(約760人)について、居住誘導区域等への転入・転居を図るとともに、その約4割が空き家の取得であり、不動産市場における空き家の流通促進に寄与した。</li> <li>本制度利用者からは補助金が区域等を選ぶきっかけになったとの声が多く寄せられていることから、マイホーム取得者が多い30代~40代の若年層等への周知により、利用を一層促進し、居住誘導区域等への転入・転居を図っていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:若年層等による制度利用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居住誘導区域等への転入・転居を促進するため、移住定住相談窓口「miya come」や市HP、SNS等の各種媒体を活用するほか、不動産事業者等と連携・協力したPRを強化するなど、主たるターゲットである若年層への効果的な周知に取り組む。</li> </ul>	
34	若年夫婦、子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金	VI-12	安心で快適な住まいづくりの促進	好循環P	・拠点形成の促進(居住誘導区域等への居住誘導) ・人口の獲得	居住誘導区域の賃貸住宅に入居した若年夫婦・子育て世帯、新卒採用者、結婚を希望する女性	家賃の一部補助	計画どおり	1,850	R5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):居住誘導区域への居住誘導・人口の獲得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口が減少する中であっても、本制度の活用促進により、若年夫婦世帯や子育て世帯をはじめ、約20世帯(約40人)について、居住誘導区域への転入・転居を図った。</li> <li>本制度利用者からは補助金が区域等を選ぶきっかけになったとの声が多く寄せられていることから、主たるターゲットである若年層への周知により、利用をより一層促進し、居住誘導区域等への転入・転居を図っていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:若年層等による制度利用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居住誘導区域への転入・転居を促進するため、移住定住相談窓口「miya come」や市HP、SNS等の各種媒体を活用するほか、不動産事業者等と連携・協力したPRを強化するなど、主たるターゲットである若年層への効果的な周知に取り組む。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
35	住宅確保要配慮者への居住支援	VI-12	安心で快適な住まいづくりの促進		民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築	住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、子育て世帯等)	住宅確保要配慮者の居住支援	計画どおり	3,327	R5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):住宅確保要配慮者への居住支援の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産関係団体や福祉団体、宇都宮市で構成する「宇都宮市居住支援協議会」において、住宅確保要配慮者の住まい探しの相談支援や福祉へのつなぎ等の居住支援を実施するほか、要配慮者向け居住支援ガイドブックの作成・地域包括支援センター等の窓口での配布により、住まいに関する困りごとの解消を図った。</li> <li>不動産事業者等を対象に高齢者の入居に伴う不安解消策を紹介する居住支援セミナーを開催するほか、大家・不動産事業者向け居住支援ガイドブックの作成・市内全不動産事業者への配付により、要配慮者を受け入れる際の不安解消を図った。</li> <li>セーフティネット住宅について、不動産事業者への直接訪問や居住支援セミナーにおける説明会を実施し、前年度比約540戸(うち専用住宅20戸)増加した。</li> <li>今後、単身高齢者世帯等の増加により、住宅の確保が困難となる方の一層の増加が見込まれることから、セーフティネット専用住宅の登録促進に向けた大家・不動産事業者の理解促進などに取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:住宅確保要配慮者への円滑・効果的な居住支援やセーフティネット専用住宅の登録促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の居住支援を推進するため、居住支援協議会における相談案件等の分析や住宅市場動向等を踏まえ、不動産関係団体や福祉団体等との協議・調整を図りながら、住宅確保要配慮者の円滑かつ効果的な入居・生活支援等に取り組む。</li> <li>専用住宅の登録促進のため、大家の要配慮者の入居に対する不安解消につながるよう、家賃低廉化補助等の支援制度の周知や意識啓発を図るセミナーの開催などに取り組む。</li> <li>国において令和7年10月から施行予定の居住サポート住宅について、供給促進につながるよう、大家・不動産事業者に向けて、市HPや居住支援セミナー等における周知に取り組む。</li> </ul>	
36	市営住宅整備事業	VI-12	安心で快適な住まいづくりの促進		住宅セーフティネット機能の中核となる市営住宅の適正かつ合理的な管理	市営住宅の施設・設備	・長寿命化工事等の実施 ・団地再生事業の推進	計画どおり	224,116	—		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市営住宅の機能・性能の向上等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「宇都宮市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住棟の長寿命化工事を実施するなど、安全性や居住性をより長く備える公営住宅ストックの形成を図った。</li> <li>また、団地再生事業の推進に向けて、宝木及び瑞穂野市営住宅において、「団地再生基本計画」に基づき、令和6年度に予定した計27世帯の移転を完了させた。</li> <li>引き続き、住宅セーフティネット機能の中核となる市営住宅について、将来を見据えた適正かつ合理的な管理を推進するため、長寿命化工事や団地再生事業を計画的かつ着実に取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:団地再生事業の着実な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「宇都宮市公営住宅等長寿命化計画」に基づく長寿命化工事等を着実に実施するほか、宝木及び瑞穂野市営住宅における団地再生事業を推進するため、老朽化2階建住棟の解体に向けて、丁寧な説明を行いながら、入居者の円滑な移転などを推進する。</li> </ul>	
37	マンション管理適正化の推進	VI-12	安心で快適な住まいづくりの促進		マンション管理の適正化	分譲マンションの管理組合	・マンション管理計画認定制度の運用 ・管理組合によるマンション管理士への相談支援(相談費の一部補助) ・管理組合へのマンション管理適正化法に基づく助言・指導	計画どおり	35	R5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):管理組合の自主的なマンション管理適正化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内で初めてマンション管理計画を2件認定し、広く報道されることにより、他の管理組合から問合せが寄せられるなど、適正管理に向けた周知・意識啓発が図られたほか、マンション管理適正化法に基づく助言や「マンション管理士相談支援事業補助金」などにより、管理に課題のあるマンションの管理適正化を図った。</li> <li>今後、高齢年マンションが急増することから、管理組合における管理適正化に向けた自主的な取組を促すため、意識醸成や各種支援制度の利用を促進していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:制度利用の促進及び管理組合の意識啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理組合による自主的なマンション管理の適正化に向けて、マンション管理士相談支援事業補助金などの各種支援制度について、戸別訪問等により周知するとともに、適正管理の重要性や管理組合に求められること等を盛り込んだ居住者向けハンドブックを新たに作成し、各管理組合へのダイレクトメールや市HP等により周知するなど、管理組合の意識啓発に取り組む。</li> </ul>	
38	住宅改修事業費補助金	VI-12	安心で快適な住まいづくりの促進		・良質な住宅ストックの形成 ・既存住宅の快適な住生活の実現	既存住宅の機能・性能の向上を図る改修工事を行う市民	住宅改修費の一部補助	計画どおり	43,836	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):既存住宅の断熱化やバリアフリー化等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度を活用し、既存住宅約460戸において、浴室のバリアフリー化や窓・外壁等の断熱化等の改修工事が実施され、既存住宅の機能・性能の向上を図った。</li> <li>既存の持ち家のバリアフリー化は4割程度、断熱化は5割程度に留まるなど、改善の必要な住宅が多く存在することから、安心・快適な住環境の創出に向けて、市民ニーズ等を踏まえた制度拡充などを図りながら、既存住宅の機能・性能の向上を促進していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:既存住宅の機能・性能の向上に向けた制度の拡充・利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存住宅の機能・性能の向上に向けて、施工業者等と連携・協力を図るとともに、本補助制度について、屋外の手すり設置等のバリアフリー改修を新たに補助対象に追加するほか、広報紙等の各種媒体を活用した効果的な周知に取り組む。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
39	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	VI-12	安心で快適な住まいづくりの促進		・高齢者の居住の安定確保	サービス付き高齢者向け住宅を供給する事業者	・整備費の一部補助 ・固定資産税の減額	計画 どおり	0	R4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用し、サービス付き高齢者向け住宅が居住誘導区域内に50戸(1施設)整備されたほか、今後の整備に向けて約100戸の登録が行われ、また、既存施設の適正な運用を促進するための施設検査等を実施するなど、高齢者の居住の安定確保を図った。</li> <li>・超高齢社会が進展する中、高齢者の居住の安定確保に向けて、引き続き、サービス付き高齢者向け住宅の増加を図っていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:事業者に対する制度周知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に向けて、整備費補助や固定資産税の減額などの支援制度について、ダイレクトメール等の各種媒体を活用し、事業者への効果的な周知に取り組む。</li> </ul>	
40	空き家等対策推進事業	VI-12	空き家・空き地対策の推進	好循環P 戦略事業	空き家の発生抑制や管理不全解消、活用促進	市民・空き家所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理意識啓発に係る情報提供</li> <li>・管理不全状態の解消に向けた法や条例に基づく指導等の実施</li> <li>・協力事業者の紹介などの「紹介業務」の実施(官民連携事業)</li> <li>・空き家等に関する啓発などの「情報発信業務」の実施(官民連携事業)</li> </ul>	計画 どおり	4,137	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):管理不全な空き家等の解消及び官民連携事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「家の見守り事業」により、持ち家を所有する75歳のひとり暮らし高齢者に意向調査票を送付し、希望者に訪問調査を実施し、情報提供や助言を行ったほか、「空き家早期発見事業」により、空き家となって間もない家を抽出し、相続人等への意向調査等の支援を実施して、空き家の管理不全化抑制に取り組んだ。</li> <li>・法や条例に基づく指導等において、指導した管理不全な空き家等のうち、空き家については46%、空き地については68%の問題を解決するとともに、相続人が不存在の空き家3件に対して相続財産管理制度を適用するなど、管理不全な空き家等の解消を図った。</li> <li>・官民連携事業である「協力事業者紹介業務」においては、令和5年度を超える238件の相談が寄せられ、49件が成約したほか、空き家の利活用を促進するためには宇都宮空き家会議の運営体制や事務局機能強化に向けた意見交換等を行った。また、「情報発信業務」においては、「空き家・空き地活用バンク」による物件の情報発信に取り組んだほか、移住定住施策連携事業としてホームページのリニューアルを進め、ユーザーリテリ向上や居住誘導区域内物件の拡充を図った。さらに、空き家を活用したい人材の確保や育成を図るため、空き家の活用に必要な知識や技能を体系的に学習できる機会を提供する「空き家の学校」を、令和5年度に引き続き開催するなど、官民連携事業を着実に推進した。</li> <li>・一方で、空き家の総数は増加していることや、所有者等が高齢者などで身体的・経済的な理由などにより、所有者自身による解決が困難な空き家、不動産市場での流通が難しい未接道などの空き家等への対応が課題となっていることから、さらなる対応策を講じていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:第2次空き家等対策計画に基づく施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次宇都宮市空き家等対策計画に基づき、各種啓発事業に取り組むほか、空き家等の発生予防のため、引き続き、「家の見守り事業」や「空き家早期発見事業」に取り組んでいく。</li> <li>・管理不全な状態の解消に向け、引き続き、法や条例に基づく指導等を円滑に実施するとともに、各種補助金の周知や財産管理制度の活用に取り組む。</li> <li>・活用促進については、引き続き、リニューアルした「空き家・空き地活用バンク」等による情報発信に取り組むほか、空き家の利活用を促進するために「宇都宮空き家会議」の運営体制や事務局機能の強化を図るとともに、庁内関係課と連携し、官民連携事業を推進していく。</li> </ul>	
41	空き家等対策地域活動費補助金	VI-12	空き家・空き地対策の推進	好循環P 戦略事業	地域が取り組む空き家対策等活動の支援	地域活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付〔有効活用活動〕</li> <li>40万円を上限に補助</li> </ul>	計画 どおり	800	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):空き家等対策に取り組む地域活動団体への支援実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生抑制活動について、「空き家等対策の推進に関する協定」を締結した栃木県司法書士会と協働で空き家対策と相続のセミナーの開催することにより、啓発活動に取り組んだ。</li> <li>・有効活用活動について、空き家を活用した地域住民の居場所作りなど地域による主体的な空き家等対策の活動を支援することができた。</li> <li>・地域が空き家等の所有者に同意を得て実施する樹木や生垣の剪定、草刈りを行う適正管理活動などでも利用促進が図られるよう、制度の周知に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:地域活動団体への制度周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市自治会連合会や地域まちづくり組織における会議の場のほか、各種空き家対策セミナーなどにおいて、制度の活用事例などを示しながら、引き続き、制度の周知に努めていく。</li> </ul>	
42	空き家等対策補助金	VI-12	空き家・空き地対策の推進	好循環P 戦略事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な空き家の除却促進</li> <li>・地域活性化に資する用途への空き家の活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔老朽危険空き家除却費補助金〕 空き家所有者等</li> <li>〔再生支援事業補助金〕 地域活動団体、法人、個人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付〔老朽危険空き家除却費補助金〕 補助率3分の2で上限70万円を補助</li> <li>〔再生支援事業補助金〕 補助率3分の2で上限440万円を補助</li> </ul>	計画 どおり	13,914	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):空き家等対策補助金の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「老朽危険空き家除却費補助金」については、令和6年度は、49件の事前申請を受け、そのうち、現地調査の結果、危険な状態と判定した空き家15件の除却に対し補助金を交付した。</li> <li>・危険な空き家の除却や空き家の活用により空き家の解消に繋がるよう、さらなる制度の周知に取り組む必要がある。</li> <li>・「再生支援事業補助金」については、釜川沿いの空き家を文化交流拠点や地域のにぎわい創出のために活用する事業に対し補助金を交付した。</li> <li>・民間活力による空き家の利活用促進を図るため、活用事例や制度の周知に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:相談者等への制度周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、空き家会議通信及び市のホームページにおいて周知するとともに、危険な空き家の除却や空き家の活用について問い合わせのあった相談者に対し、補助金の利用を案内するなど、制度の周知に努めていく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
43	河川環境保全事業	VI-12	緑豊かで魅力ある都市景観の保全・創出		河川環境保全活動の推進	市内全域の市民	・河川愛護活動への支援 ・基金を利用した市民参加イベントの実施 ・イベント補助金の交付	計画どおり	2,922	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):河川環境保全維持に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川愛護団体(50団体)が実施する市内17河川の除草・清掃活動に補助金を交付するとともに、愛護会が実施する、活動への魅力向上や新たな担い手確保のためのイベント開催への支援を行った。</li> <li>・「川の日クリーン作戦」や「水辺で乾杯」イベントを開催し、参加者に対し河川環境保全意識の普及啓発を図った。</li> <li>・PRチラシの発行、市役所本庁舎内での河川愛護活動のパネル展示や商業施設におけるオープンハウスの実施により、市民が主体となった活動の普及啓発を図った。</li> <li>・良好な河川環境の保全や市民の環境保全意識の醸成に取り組むとともに持続可能な河川愛護活動の継続に向けて、担い手不足を解消する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:河川環境保全活動の活性化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の河川環境への関心や河川愛護意識の醸成を図るため、引き続き、イベント開催への支援のほか、商業施設におけるオープンハウス等、あらゆる機会を活用した普及啓発活動の充実を図る。</li> <li>・河川愛護に関する意識の醸成を図るため、ミズベリングなど河川を活用し活動している団体や道路管理アダプト等との連携を検討する。</li> </ul>	
44	魅力ある都市景観づくりの推進	VI-12	緑豊かで魅力ある都市景観の保全・創出	SDGs 好循環P 戦略事業	良好な景観形成の推進	・市民・事業者・行政	・景観形成重点地区指定等に向けた取組の推進	計画より遅れ	10,274	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):景観形成重点地区等の指定や、指定に向けた意見交換等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鬼怒通り駅東地区(駅東側～国道4号)については、令和7年2月に景観形成重点地区等を指定した。</li> <li>・駅西口周辺地区については、景観形成重点地区等の指定に向け、JR宇都宮駅西口周辺事業等の進捗を踏まえ、自治会との勉強会を開催し、区域内の景観に対する考え方や目標、方針の検討の材料を整理した。</li> <li>・大通り地区については、景観形成基準の改定や景観形成重点地区等の新規指定に向け、ライトライン西側延伸等の関連事業の地元との意見交換会に参加し、景観形成の意識醸成を図るとともに、景観形成基準の検討(上河原交差点～裁判所前交差点)や、建築物等の実態調査や課題整理(裁判所前交差点～桜通り十文字)を実施した。</li> <li>・釜川周辺地区については、まちづくりと一体的な検討体制や進め方を整理し、部会を開催するなど、まちづくりと景観形成の推進に向けた課題解決に向けた検討を実施した。</li> <li>・大谷地区については、大谷街道沿道の景観形成重点地区等の指定に向け、「大谷街道沿道部会」を開催し、策定済みの「大谷地区景観づくり指針」を踏まえた景観形成基準等の検討を実施した。</li> <li>・景観づくりは、地元住民等の協力により景観を育むものであることから、景観形成重点地区指定等に向けた検討を進めるうえで、地元住民の代表者である自治会長等で構成される「景観づくり推進協議会」をはじめ、地元住民、沿線事業者などと意見交換を行い、合意形成を図りながら取組を推進する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:魅力ある都市景観の形成に向けた取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅西口周辺地区については、令和7年度中に「景観づくり推進協議会」を設立し、駅西口周辺地区整備基本計画やライトラインなど関連事業の内容を踏まえ、景観づくりの目標や方針、配慮事項をまとめた「景観づくり指針」を策定し、景観形成重点地区等の指定を見据えた検討を行う。</li> <li>・大通り地区については、ライトラインなど関連事業と併せて市民の景観意識の醸成を図るとともに、建築物等の実態調査の成果や、地域特性、まちづくりとの整合を踏まえた景観形成基準の検討を進める。</li> <li>また、既に景観形成重点地区に指定されている区間(上河原交差点～池上町交差点)については、自治会長等で構成する「大通り景観づくり推進協議会」において、今後のまちづくりなどを踏まえた景観形成の考え方などを示し、「景観形成基準の改定(案)」を作成する。</li> <li>さらに、池上町交差点～桜通り十文字の区間については、地域住民との勉強会を通して、目指すまちの姿や景観づくりの目標などについて意見交換を重ね景観意識の醸成に取り組むとともに、「景観づくり推進協議会」の設立につなげ、景観形成基準の改定や景観形成重点地区等の新規指定を見据えた検討を行う。</li> <li>・釜川周辺地区については、引き続き、関係課と連携し、自治会長等で構成されている「釜川周辺地区景観づくり推進協議会」や「同部会」などにおいて「景観づくり指針(案)」を作成し、景観形成重点地区等の指定を見据えた検討を行う。</li> <li>・大谷地区については、引き続き、自治会長等で構成されている「大谷街道沿道部会」において、「景観形成基準(案)」を検討し、沿道住民との意見交換を行い、景観形成基準の合意形成を図るなど、景観形成重点地区等の指定を見据えた取組を行う。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
45	地域の景観づくり組織等への支援	VI-12	緑豊かで魅力ある都市景観の保全・創出	SDGs 好循環P 戦略事業	地域特性を活かした魅力ある都市景観づくりの推進	・景観形成重点地区等の指定を目指す団体、又は景観形成重点地区内の市民・事業者、大谷石建築物の所有者	・景観づくりを実施する関係団体等への支援 ・大谷石建築物等の保全・活用への支援	計画 どおり	1,400	活動交付金・整備費補助金 H21 まちなみ景観保全補助金 R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 支援制度活用に向けた取組の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動費交付金については、自治会長や沿線事業者等で構成する「鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会」による、地域の魅力を高める景観づくり活動に対する支援を行ったことで、令和7年度の景観形成重点地区等の指定に至った。</li> <li>整備費補助金については、景観形成基準(色彩)に適合するよう、景観整備(建築物の外壁塗替え)に対する支援を実施した。</li> <li>大谷石建築物等の保全・活用については、集落エリア(西根・上田・芦沼地区)の所有者等に戸別訪問を行い、街並み保全補助金やライトアップ機材貸出について周知を行い、保存・活用(大谷石建築物の庇へのコーティング処理や周辺樹木伐採による視認性向上)などに対する支援を実施した。</li> <li>景観に関する補助金等による支援については、各種制度が活用されるよう、制度の改善に向けて検討するとともに、関係団体や所有者などに対する継続的な周知啓発に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 支援制度の見直しと活用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動費交付金については、景観形成重点地区指定後も継続的・効果的に景観づくり活動できるよう、鬼怒通り駅東地区において、花と緑のまちづくり推進協議会や緑化ボランティアと連携した花苗提供や花植え活動を支援するとともに、地元主体の活動となるための仕組みや、市による支援の仕方を整理し、運用を開始する。</li> <li>整備費補助金や大谷石建築物等の保全・活用への支援については、引き続き、景観事前協議や対象地区への戸別訪問における周知啓発を行い、制度を活用することで、魅力ある景観形成の促進に努める。</li> </ul>	
46	景観啓発事業の推進	VI-12	緑豊かで魅力ある都市景観の保全・創出		市民の景観に対する意識の高揚と主体的な取組の促進	・市民・事業者	・景観啓発事業の推進 ・景観の学習機会等の提供	計画 どおり	1,069	景観賞 H4 百景 H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 景観啓発事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第21回宇都宮市まちなみ景観賞については、応募期間を1年間としたことで応募総数の増加(第20回 101件⇒第21回 127件)や、季節を感じる景観の応募にも繋がった。</li> <li>また、賞においては、大谷石や景観づくり活動など個々で魅力的な景観の形成に寄与している部門賞に、新たに特別部門を設定(第21回は「花によるライトライン沿線への彩り」)し、景観賞大賞等と合わせ各賞を選定するとともに、受賞作品を活用した景観啓発活動を実施した。</li> <li>「うつのみや百景」事業については、うつのみや百景ツアーやパネル展示、出前講座など各事業を適宜実施し、景観に対する意識の醸成を図った。</li> <li>市民自らが宇都宮の好きな風景を直接SNSに投稿し、共感してもらう「宇都宮まちアルバム」事業の試行的運用を始め、100件以上の投稿を獲得した。</li> <li>これまで景観啓発事業に参加する機会が少なかった若年層を含めた幅広い世代が参加し、景観に対する意識付けや高揚をより一層図る「宇都宮まちアルバム」事業の取組を推進するため、効果的な周知方法などを検討する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 若年層への景観啓発の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「第22回宇都宮市まちなみ景観賞」(令和8年度)の表彰開催に向け、「うつのみや百景」事業や「宇都宮まちアルバム」などを活用し、昨年度以上の応募総数につなげるよう周知啓発に取り組んでいく。</li> <li>「うつのみや百景」事業については、「第21回まちなみ景観賞」の受賞作品を周回するツアーを企画するなど、引き続き、景観意識の醸成を図る。</li> <li>宇都宮まちアルバムについては、二荒テラスや大学に出向いた景観出前講座の開催や、講座に参加した高校生や大学生が魅力とを感じる風景や建築物、広告物等を本課の公式Instagram「うつのみや景観まちづくり(#宇都宮まちアルバム)」に投稿してもらい、同世代からの閲覧(フォロー)数を増やすなど、若年層への景観啓発の強化に取り組む。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
47	里山・樹林地の保全・活用	VI-12	緑豊かで魅力ある都市景 観の保全・創出	SDGs 好循環P	都市緑地の適正な保 全・活用の推進	・都市緑地 約59.0ha 【内訳】 戸祭山緑地 約26.0ha 鶴田沼緑地 30.9ha 上戸祭緑地 約2.1ha	・公有地化した緑地の適 切な維持管理 ・未取得用地の計画的な 取得 ・市民が自然とふれあう 場としての活用促進	計画 どおり	113,750	H元		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):都市緑地の保全・活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地化した緑地について、「(公財)グリーントラストうつのみや」や同法人との協定締結により戸祭山緑地の緑地保全活動をしている企業、各樹林地等のボランティアグループ等と連携し、計画的・効果的な維持管理を実施した。</li> <li>・「(公財)グリーントラストうつのみや」や各樹林地等のボランティアグループと連携し、貴重な動植物等の生育・生息環境となっている自然生態系を保全しながら、市民が身近にふれあえる場として、緑地を活用した。</li> <li>・鶴田沼緑地については、貴重な自然環境を保全するため、関係課による自然環境基礎調査の結果や試行的に実施している保全対策の状況について、自然環境アドバイザー等の意見を伺い、早急に対応が可能な箇所から湿地環境改善を実施するとともに、市民が身近に触れ合う場として活用していくため、用地取得や散策路等の設計、木道等の整備を実施した。</li> <li>・鶴田沼緑地の貴重な自然環境である中間湿原環境の保全・復元や、供用に向け必要となる国庫補助金や用地を確保する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:都市緑地の保全・活用及び未取得用地の計画的な取得等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、都市緑地として公有地化したまとまりのある緑地について、「(公財)グリーントラストうつのみや」や企業、ボランティアグループと連携し、各緑地の特性を踏まえた管理方法による効果的かつ適切な維持管理を行うとともに、適宜、「(公財)グリーントラストうつのみや」やボランティアグループと連携し、自然生態系を保全しながら、市民が身近にふれあえる場として活用していく。</li> <li>・鶴田沼緑地については、引き続き、自然環境アドバイザー等の指導・助言を得て、中間湿原環境の保全・復元のための環境改善対策の継続や維持管理マニュアルの更新を検討するとともに、市民が身近に触れ合う場として活用できるよう、国庫補助金を活用した計画的な用地取得や散策路等の整備を進める。</li> </ul>	
48	都市緑化の推進	VI-12	緑豊かで魅力ある都市景 観の保全・創出		市民・事業者に対する 都市緑化の普及啓発 と市民協働による緑 空間の創出	・市民、事業者 ・民有地、公有地、 公共公益施設	・市民・事業者・行政の協 働による花いっぱいのみ ちづくりの促進	計画 どおり	4,275	S60		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):まちなかの質の高い緑の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地の緑化推進については、市民に対し記念樹を贈ることで緑化の意識啓発を図るとともに、花苗配布により地域における緑化活動の支援を実施した。</li> <li>・中心市街地の緑化推進については、通年での華やかな状態の保持や夏場の維持管理に係る負担軽減等を図るためハンギングバスケットの設置時期を見直したほか、「花と緑のまちづくり推進協議会」や市緑化ボランティア、事業者等と連携し、ハンギングバスケット大作戦及び花と緑のフェスティバル等を実施することで、まちなかの緑の充実や回遊性の向上、更には、市民の緑化意識の高揚や花と緑あふれる宇都宮のPRを実施した。</li> <li>・効果的な緑の配置方法や緑化の手法などを市民等に広く共有し、質の高い緑化を誘導するため、景観審議会専門部会や栃木県立博物館などの専門家の意見を取り入れた「緑化ガイドライン」を作成し運用(高次都市機能誘導区域)を開始した。</li> <li>・中心市街地において、引き続き、「花と緑のまちづくり推進協議会」や市緑化ボランティア、事業者等と連携を密にし、まちなかの緑の充実に向けて取り組む必要がある。</li> <li>・NCCの形成に向けて政策的に居住や都市機能の誘導を進めていく中で、まちづくりと連動して、賑わいや居心地の良さを向上させる人の目に見える緑を効果的に配置・誘導する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:まちなかの質の高い緑の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地において、年間を通したまちなかの緑の充実に向けて、「花と緑のまちづくり推進協議会」や市緑化ボランティア、事業者等と連携を密にし、各種事業に取り組む。</li> <li>・立地適正化計画区域(都市機能誘導区域、居住誘導区域)や、市街地調整区域内の地区計画等のまちづくりと連動し、質の高いみどりを誘導するエリアを拡大するため、適正な緑化基準の設定に向けた検討を行う。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
49	緑化推進及び緑地保全団体への支援	VI-12	緑豊かで魅力ある都市景観の保全・創出		団体と連携した都市緑化及び緑地保全の推進	・宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会 ・(公財)グリーントラストうつのみや	・花と緑の普及啓発を目的とする団体及び緑豊かなまちづくりを目的とする公益財団への活動費補助	計画 どおり	9,504	花緑 H13 GT H3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):緑関連団体の支援強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「花と緑のまちづくり推進協議会」に対しては、「花いっぱい協賛事業」や「福祉施設連携花苗生産・提供事業」、協議会会員との連携による「ハンギングバスケット大作戦」など都市緑化の推進に向けた事業を支援した。</li> <li>・同協議会の充実した運営基盤強化を図るため、まちづくり貢献(CSR)企業や団体等へのPR活動の継続により、当初の想定を上回る賛助会員(3月末39者)の獲得を支援した。</li> <li>・「(公財)グリーントラストうつのみや」に対しては、戸祭山緑地の緑地保全活動をしている企業や市内4か所の樹林地等で活動しているボランティアグループと連携した里山の維持管理や、各ボランティアグループと連携し小学生等を対象とした自然学習や市民を対象とした里山の循環型農業体験などの自然の大切さについての普及啓発活動など、都市緑地の保全に向けた事業の実施を支援した。</li> <li>・同法人による、ボランティアの活動に係る知識の向上やボランティア間の相互の交流を図る取組を支援した。</li> <li>・同法人の運営基盤強化を図るため、「花と緑のまちづくり推進協議会」との連携による企業・団体や、保全緑地等周辺の自治会等へのPRによる新規の会員及びボランティアの獲得、企業連携による保全活動の充実を支援した。</li> <li>・両団体ともに、会員の減少に歯止めをかけ充実した活動が行えるよう、広く市民等への活動のPRや企業への働きかけを行うなど、会員や自主財源のさらなる確保に向けた支援をする必要がある。</li> <li>・都市緑地の保全にあたっては、ボランティアの高齢化が進んでいる状況から、若い世代を含めた新たな担い手の確保による活動の活性化に向けた支援をする必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:緑関連団体の支援強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「花と緑のまちづくり推進協議会」及び「グリーントラストうつのみや」について、相互の連携による活動のPRに取り組むことにより、会員等の増加による財政基盤の強化、活動基盤の充実に向けた支援を行う。</li> <li>・都市緑地の保全に係るボランティアの確保に向け、会員募集のPRと合わせた取組や新たに「シルバー大学校」などへの働きかけなどを支援し、企業との連携を含めたボランティアの確保を図る。</li> </ul>	
50	緑化知識の普及啓発	VI-12	緑豊かで魅力ある都市景観の保全・創出		地域及び市民の緑化活動の促進	・市民	・緑化知識の普及啓発のための各種緑化講習会の実施	計画 どおり	1,839	S56		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):各種講習会の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種緑化講習会を開催し、緑化に関する市民への普及・啓発等の意識醸成を促すとともに、緑化講習会の一部を公園愛護会会員のスキルアップの場として活用し、緑化に関する知識・技術の向上を図った。</li> <li>・緑化ボランティア養成講座を実施し、新たな地域等での緑化活動を行える人材を育成(新たに緑化ボランティアを9人養成)するとともに、緑化ボランティアの地域緑化活動への派遣や、新たな活動の場の提供など、主体的な活動を支援した。</li> <li>・地域での緑化活動の定着を図る「出前緑化講習会」、未来の緑化活動の担い手となる子どもたちへの「移動緑化講習会」について、地域等からの主体的な申込の増加に向けて内容を検討するとともに、PRを強化する必要がある。</li> <li>・緑化ボランティア養成講座において、引き続きボランティア活動への意識醸成を図るとともに、緑化ボランティアに対する主体的な活動を支援する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:各種講習会の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種緑化講習会について、新たに市公式LINEなどのSNSを活用し、PRを強化する。</li> <li>・緑化ボランティアに対し、新たな活動場所の提供や「交流・研修会」等の活用により、知識・技術の向上を図るなど主体的な活動を支援する。</li> </ul>	
51	宇都宮市森づくり活動推進事業	VI-12	緑豊かで魅力ある都市景観の保全・創出		市民に対する緑地保全と緑化に係る普及啓発	・市内で森づくり等を目的に活動する法人	・市民を対象に実施する、緑地保全・緑化普及啓発を目的とした森づくり活動事業に対する補助	計画 どおり	340	R2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):基金を活用した効果的な普及啓発の促進・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宇都宮市森林環境基金」を活用して、緑地保全等に係る活動を市内で精力的に行っている「(公財)グリーントラストうつのみや」による、ガイドブック(長岡樹林地、戸祭山緑地に生息する動植物等をPRし、会員・ボランティア及び樹林地活用者の増加等につなげるもの。各400部)の制作を支援し、緑地・樹林地の普及啓発を促進した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:基金を活用した効果的な普及啓発の促進・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどり豊かな環境を将来に引き継いでいくため、緑地の保全や市民に対する普及啓発を図ることができるよう、引き続き、市内で森づくり活動等を実施する法人に対し応募を働きかける。</li> <li>・緑と身近にふれあえる場や機会を増やすため、緑地の保全や緑化の普及啓発に取り組む団体の活動を支援していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
52	宇都宮市花と緑のフェスティバルう つのみや交付金	VI-12	緑豊かで魅力ある都市景 観の保全・創出		市民に対する緑化の 普及啓発と緑化意識 の高揚	・宇都宮市花と緑の まちづくり推進協議 会	・「花と緑のフェスティバル うつのみや」を実施するた めの交付金を交付	計画 どおり	2,559	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:中心市街地を活用した市民の緑豊かなまちづくりへの意識の更なる高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「花と緑のまちづくり推進協議会」主催の「花と緑のフェスティバル」について、「ステージイベント(10/12)」、「花と緑のウォークラリー(10/5~10/20)」、「Myガーデンコンテスト(9/1~10/31)」の実施を支援した。</li> <li>・「ステージイベント」は、オリオンスクエアを会場として開催し、会場をコミュニティプランターやスタンディングバスケットなどで華やかに装飾</li> <li>・「花と緑のウォークラリー」では、6箇所のチェックポイントと、その動線区間をミニガーデンなどで装飾することで、参加者が花と緑に親しみながら楽しむことができる空間を創出</li> <li>・「Myガーデンコンテスト」については、市民が自身で彩ったガーデンの写真をSNS等で募集し、協議会のホームページやSNSで発表することで、効果的な緑化の普及啓発と緑化意識の高揚につながる取組を支援</li> <li>・市民の緑豊かなまちづくりへの更なる意識高揚を図る機会となるよう、イベント内容の改善を支援する必要がある。</li> <li>・企業への働きかけにより、前年度以上の協賛金を獲得することができたところであるが、引き続き、安定的な協賛金の獲得に向けた支援を継続していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:中心市街地を活用した市民の緑豊かなまちづくりへの意識の更なる高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑に関心が薄い市民に対し、緑豊かなまちづくりへの意識高揚につながるより効果的なイベントとなるよう、企画立案を支援する。</li> <li>・華やかなイベントを中心市街地で開催することで、効果的に多くの市民への緑化意識の高揚が図られ、緑化活動の促進に繋げることができることから、引き続き、企業からの協賛等の確保を支援する。</li> </ul>	
53	広報事業 (セミナー・イベント等の実施)	VI-12	質の高い上下水道サービ スの提供		上下水道事業全般の PR	市民	お届けセミナー、サマーセ ミナー、水道週間、下水 道いろいろコンクール、施 設開放イベント、PRグッ ズの製作・配付	計画 どおり	1,350	S34		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:セミナーの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「お届けセミナー(出前講座)」については、43校で講義を実施したほか、サマーセミナーについては、47名と、多くの児童・保護者が参加し、子どもたちの上下水道事業に対する理解・関心を深めることができた。</li> <li>・各種イベント出展時に、新たに作成した弱虫ペダルコラボラベル泉水を用いて、多くの来場者においしい水をPRすることができた。</li> <li>・8年ぶりとなる施設開放イベント(松田新田浄水場)を実施し、多くの市民に来場いただき、施設を見学いただいたことで水道事業への興味関心を抱く機会を創出した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:体験型イベントによる広報活動の拡充及び効果的な広報活動の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験型市民向けイベント(上下水道施設開放イベント、施設見学ツアー)を開催するとともに、効果的な広報活動を継続することで、上下水道事業に対する理解・関心を深めるような広報活動を行っていく。</li> <li>・各種イベント出展時に泉水を用いて、おいしい水のPRを行っていく。</li> </ul>	拡大
54	広報事業 (広報紙やSNS等の活用)	VI-12	質の高い上下水道サービ スの提供		上下水道事業等に関 する周知・啓発	市民	上下水道事業に関する情 報の提供	計画 どおり	15,755	S62		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:事業等に関する周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙については、お客様に興味・関心を持ってもらえるよう、写真やイラストを多用した特集記事を掲載するなど、分かりやすい紙面づくりに努めたほか、市内の様々なデジタルサイネージ・大型モニターにて、広報用PR動画を放映することにより、水道水のおいしさや下水道の役割の重要性などを多くのお客様に発信することができた。</li> <li>・うつのみやストロベリーサーモンを活用した宇都宮のおいしい水のPRにおいて、テレビや新聞記事などの各種メディアに多数取り上げられ、大きなパブリシティ効果が得られた。</li> <li>・上下水道事業のイメージアップだけではなく、今後の事業運営に対するお客様への理解を深めていただくよう、戦略的な広報活動を推進する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:戦略的な広報活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙やホームページ、SNS等に加えて、新たな動画や給水スポット、インターネット広告などを活用しながら、水道水のおいしさのPRや上下水道事業の情報発信を目的・ターゲットを絞るなど、戦略的に推進していく。</li> </ul>	
55	広聴事業 (懇話会の開催とアンケート実施)	VI-12	質の高い上下水道サービ スの提供		上下水道事業の理解 促進と顧客ニーズの 把握	市民	「上下水道事業懇話会」 の開催 「宮の水サポーター」への アンケート実施 通年型アンケートの実施	計画 どおり	220	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:懇話会などの開催による意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇話会の開催や「宮の水サポーター」へのアンケート実施を通して、上下水道事業に対する意見聴取をすることができた。また、懇話会においては2年間の議論の結果を、意見書という形にして提出いただくことができた。</li> <li>・お客様満足度の向上に繋がるよう、局に寄せられる様々な声を収集・蓄積し、分析を行いながら、各種事業に反映させていく必要がある。</li> <li>・今後の経営の参考とするためには、より多くの御意見を聴取する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:双方向コミュニケーションの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇話会からの意見書に基づき、令和7年度は懇話会に代わり、水道料金等審議会を設置し、水道料金や下水道使用料について、市民・利用者からの声に耳を傾けながら議論を進めていく。</li> <li>・より多くの御意見を頂ける仕組みであり、双方向コミュニケーションの機能を有する、上下水道お問い合わせフォーラムの運用を開始する。</li> </ul>	改善

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
56	水道未加入者の加入促進	VI-12	質の高い上下水道サービスを提供する		安全・安心な水道水の供給	給水区域内の水道未加入者	戸別訪問等による加入勧奨	計画どおり	145	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):戸別訪問による加入促進の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入確約期限(1年)を経過した未加入世帯に対し早期の加入指導を実施し、新たな未加入世帯を抑制するために、年間を通して4,156件(R5 3,665件)の戸別訪問を継続的に実施し、加入を促進した。</li> <li>・水道水の検査項目と井戸水の検査項目の比較を示すなどして、水道の安全性を具体的に説明するとともに、井戸枯れが発生する地域や、有機フッ素化合物「PFAS」が地下水から検出された地域において、重点的に未加入者に対して加入促進を行った。</li> <li>・未加入世帯の多くは井戸水を利用し、水道を必要と考えていないことから、水道の安全性等を説明するための戸別訪問や、不在宅へダイレクトメールによる周知啓発など、効果的・効率的に水道加入への理解促進を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続した加入促進の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の取組が一定の成果をあげていることから、引き続き、加入確約期限(1年)を経過した未加入世帯に対して加入促進を徹底するとともに、未加入世帯に対して、水道の優位性などを積極的にアピールし、加入への理解促進を図る。</li> <li>・井戸枯れやPFASの検出など、地下水の利用に不安を感じている未加入世帯に対して、積極的に訪問し、加入促進を図る。</li> <li>・引き続き、戸別訪問の結果等を分析するとともに、給水要望により配水管を敷設した地区における未接続世帯の現状等を詳しく調査した上で、より効果的・効率的な加入促進策の検討を行い、実施する。</li> </ul>	
57	下水道未接続者の接続促進	VI-12	質の高い上下水道サービスを提供する		公共用水域の水質保全	下水道整備区域内の下水道未接続者(建物所有者)	戸別訪問等による接続指導	計画どおり	238	S40		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):戸別訪問による接続指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規整備地区居住世帯に対する工事前説明の徹底や、浄化槽の使用などにより、接続しない世帯に対する年間を通じた戸別訪問を継続的に実施し、接続を促進することにより、179戸(R5 143戸)の世帯が下水道に接続した。</li> <li>・浄化槽等の故障や維持管理を理由に接続する世帯が多かったことから、長期間浄化槽を使用している世帯に訪問した際には、より丁寧な説明や指導を行った。</li> <li>・金銭的な負担を理由に接続しない世帯が多いことから、無利子の融資あっせん制度を説明するとともに、地域の排水設備指定工事店を複数紹介し、下水道接続を具体的に検討する最初のステップである見積徴取を勧めた。</li> <li>・浄化槽使用世帯は既に排水処理ができており、下水道の接続指導を受け入れてもらえないことから、浄化槽利用世帯に対して接続のメリットを具体的に説明するための戸別訪問や、不在宅へのダイレクトメールによる周知啓発など、効果的・効率的に指導する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続した接続指導の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、新規整備地区居住世帯への工事前説明により、新たな未接続世帯を発生させない取組を徹底するとともに、未接続世帯に対して、助成制度やランニングコスト等、接続のメリット等を具体的に説明し、接続指導する。</li> <li>・浄化槽の使用年数が15年以上経過した未接続世帯や、臭気等の環境苦情の発生元となることが多い、汲み取りトイレや単独浄化槽を使用している世帯を訪問する際には、より丁寧な説明や指導に努めるとともに、訪問回数を増やすなど接続促進を図る。</li> <li>・引き続き、見積徴取を勧めるとともに、戸別訪問の結果等を分析した上で、より効果的・効率的な接続促進策の検討を行い、実施する。</li> </ul>	
58	水道料金等徴収業務	VI-12	質の高い上下水道サービスを提供する		水道料金等収益の確保と料金負担の公平性遵守	上下水道利用者	・督促状の発布 ・訪問催告 ・給水停止 など	計画どおり	394,214	T5	トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高い収納率の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厳格な給水停止の執行に加え、預貯金照会電子化サービスの活用により財産調査の効率化を図り滞納処分(預金差押)を確実に行った。また、未達郵便物の調査により無届転居等を早期発見し、未収金の発生防止が図られた。</li> <li>・新たにクレジットカード払いや電子納付書払いを開始し、納付環境の拡充を図るとともに、Web口座振替申込を開始し、お客様の利便性向上を図るなど、公金収納におけるデジタル化を推進した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:未収金の滞納整理の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・督促状発布後の文書催告を自動電話催告に切り替え、催告業務サイクルを短縮し、給水停止処分、滞納処分に早期着手することにより未収金の回収を図る。</li> <li>・居所不明者や低所得者等の回収不納債権の徴収停止や、分割納付誓約等の適正な債権管理を徹底する。</li> <li>・再三の催告にもかかわらず納付に応じないなどの回収困難な債権に対する収納対策として、財産調査の早期着手、差押(法的措置)の実施等、滞納処分の強化に取り組む。</li> </ul>	
59	直結給水の推進	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		おいしい水道水の供給	3階建て以上の直結給水が可能な建物所有者	直結給水への切替促進	計画どおり	99	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):直結給水の切替促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市や上下水道局で発刊している広報紙への記事掲載、上下水道局ホームページでの案内、小規模貯水槽設置者へのパンフレット配布により、直結給水の推進を図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:直結給水の切替促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直結給水の更なる利用促進のため、引き続きPR活動を実施していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
60	事業者の指導等の充実	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		事業者との連携による質の高いサービスの提供	・指定給水装置工事事業者 ・排水設備指定工事店	・給排水設備工事の申請・施工の注意点(法令順守の徹底等)の周知・情報提供及び施工に係る適正な検査・指導  ・指定工事店の事務効率化や利便性向上に資する取組の推進	計画 どおり	0	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業者の指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事申請時の指導や事務連絡会での説明により、申請から工事完了まで適切な業務遂行ができた。</li> <li>・事務連絡会において、申請や施工の注意点などの周知を指定店に向け行った。</li> <li>・事業者の技術力の向上が図れるよう、給水装置工事の資格試験に係る講習会に講師派遣を行った。</li> <li>・給水装置工事申請書様式の栃木県内の標準化様式を作成し、事務効率化を図った。</li> <li>・給排水工事申請について電子申請を導入するとともに、クレジット払いも可能とした。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:事業者の指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事申請時や事務連絡会での説明内容を充実させ、適切な指導を実施することで、事業者の技術力の向上を図る。</li> <li>・給水設備工事に係る講習会への講師派遣などの機会を通じて、事業者の技術力の向上を図る。</li> <li>・給水装置工事申請書における図面作成要領も栃木県内統一を行うとともに、電子申請の利用を促進しながら、来局しなくとも情報取得や様々な手続きが行えるスマート窓口を目指してDXを推進し、更なる業務の効率化を図る。</li> </ul>	
61	上下水道施設の耐震化	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供	SDGs	災害に強い水道施設を整備し、安定した水道水の供給を確保する。	・水道利用者 ・水道施設	基幹施設や基幹管路の耐震化	計画 どおり	325,312	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):基幹施設や基幹管路の耐震化の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松田新田浄水場急速ろ過池、配水池の耐震化工事の実施するとともに、旧導水管から整備が完了した導水管へ切り替えを行った。</li> <li>・能登半島地震を踏まえ、上下水道一体での耐震化を推進するため、国の要請を受けて上下水道耐震化計画を作成し提出した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:耐震化の計画的な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震時においても、安定した水道水の供給を確保するため、引き続き、松田新田浄水場の配水池の耐震化を進める。</li> <li>・上下水道耐震化計画や第2期水道施設耐震化整備計画に基づき白沢浄水場導水管や松田水系の配水本管(φ1350mm)における田原街道区間については新たなルートへの布設替えなど耐震化を進めるとともに、長岡街道区間については布設ルートの変更も含め整備手法の検討を進める。</li> </ul>	
62	漏水調査	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供	戦略事業	漏水を早期発見・早期修繕をすることで、有収率の向上を図り、浄水費用の損失を縮減するとともに、漏水を起因とした事故防止に努める。	・水道利用者 ・配水管 ・給水管	漏水調査の実施	計画 どおり	77,242	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な漏水調査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路面音聴調査などの漏水調査を計画的に実施し、発見した漏水箇所の早期修繕を図った。</li> <li>また、令和5年度から引き続き、水道管路AI劣化予測診断業務を実施したほか、新たに令和6年度より人工衛星を活用した漏水解析を実施し、調査範囲の絞り込みを行った結果、漏水の発見率が大きく向上した。しかし漏水量は増加しているため、引き続き、漏水調査に取り組み、有収率の向上を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続的な漏水対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漏水を起因とした事故を抑制するため、引き続き、他企業埋設管と競合する路線及び基幹管路等や、調査箇所を効果的に絞り込むためデジタル技術を活用した漏水調査に取り組みほか、新たに民間事業者との連携によるAIを活用した漏水音特定の技術開発を進めるなど、漏水調査をより効率的・効果的に実施し、漏水の早期修繕につなげるとともに、有収率向上に向け、漏水の要因を分析する。</li> </ul>	
63	防災対策及び緊急時対応	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		自然災害等に対する体制の確保	・水道利用者	災害時緊急対応力の充実	計画 どおり	0	S56		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):災害時緊急対応力の強化】</p> <p>「上下水道局危機管理計画」や上下水道事業の業務継続計画(水道BCP)に基づく緊急時対応訓練での応急給水訓練や、能登半島地震を踏まえた長期断水に備え重要給水拠点に配水するバルブ操作の模擬訓練を実施。また、芳賀中部上水道企業団と緊急時連絡管の運用訓練の実施やカビ臭物質(水質基準設定項目)の高濃度流入に備えて、カビ臭臭気判別訓練を実施した。</p> <p>【②今後の取組方針:継続的な災害時緊急対応力の確保】</p> <p>災害時における活動内容の習得や防災意識向上のため、令和7年度より新たに水道BCPに基づく新体制での役割確認や図上訓練を実施するとともに、常にPDCAを行いながら行動計画を見直し緊急時の対応力を向上させる。</p>	
64	上下水道事業における脱炭素化の推進	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供	SDGs 戦略事業	上下水道事業における脱炭素化	上下水道施設	上下水道施設への省エネ設備、創エネ等の導入	計画 どおり	30,679	R5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):上下水道施設における取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ設備については、松田新田浄水場(管理棟)や配水管理センター(管理棟)のLED化を進めることができた。</li> <li>・創エネ設備の導入については、上下水道施設への太陽光発電の導入可能性調査や民間事業者と連携した小水力発電の設置手法の検討など脱炭素化に向けた検討を進めることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:上下水道施設における取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、省エネ設備の導入については、松田新田浄水場(排水処理棟)や白沢浄水場のLED化を進める。</li> <li>・また、創エネ設備については、官民連携手法を活用しながら、国の方針を踏まえた蓄電池の導入可能性も検討し、松田新田浄水場などへの太陽光発電の導入に向けた準備するとともに第4減圧所などへの小水力発電の導入に向けた検証をしていく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
65	老朽配水管の更新	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		計画的な更新を行い、安定給水を確保するとともに、漏水の抑制に取り組む。	水道利用者	老朽化した配水管の更新	計画どおり	4,716,468	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):老朽配水管更新の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽配水管更新実施計画に基づき、計画的に事業を進めるため、従来の発注方式に加え、概算数量設計方式や管路DBの発注方式を活用するなど、業務の効率化を図りながら、計画的に事業を実施した。</li> <li>今後は、事業量が更に増加することから、これまで以上に計画的かつ効率的に事業を推進していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的な更新の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安心な水道水の供給を持続するため、引き続き老朽化した配水管の更新を計画的に実施していく。</li> <li>事業量の更なる増加を見据え、より効率的に事業を進める必要があるため、発注の効率化が図れる概算数量設計方式や管路DBの発注方式を引き続き活用するとともに、今年度新たにCAD積算支援システムの導入を行っていく。</li> </ul>	
66	浄水場等の設備等の更新	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		水道施設の機能の向上を図り、安全なライフラインを確保する。	水道利用者	老朽化した施設(設備)の更新	計画どおり	1,815,378	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):老朽化した施設更新の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の資材調達の影響により工事発注に遅延が生じたものの、施設計画の見直しを進めるとともに老朽化した施設の更新を計画的に実施した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的な更新の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安心な水道水の供給を持続するため、引き続き老朽化した施設の更新をマイクロマネジメントにより、計画的に実施していく。</li> </ul>	
67	処理場・ポンプ場の整備	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		処理場・ポンプ場の整備	・下水道区域の市民 ・公共用水域	流入水量の増加に対応した処理場・ポンプ場の整備	計画どおり	2,046	S37		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):処理能力の増強に向けた施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>清原及び上河内地区の下水道使用者の増加に対応するため、計画的に清原水再生センター及び上河内水再生センターの汚水ポンプの整備を行った。</li> <li>下河原水再生センターの中継ポンプ場化を推進するため、汚水の受け入れ先となる川田水再生センターの汚泥処理施設の増設を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:処理場・ポンプ場の計画的な新設・増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道の整備実施区域における処理水量の増加に適切に対応するため、中長期的な流入水量を踏まえ、適切な時期に汚水ポンプの増設等を実施していく。</li> </ul>	
68	処理場・ポンプ場の改築・更新	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		災害や事故に強い下水道の整備	・下水道の利用者 ・公共用水域	処理場・ポンプ場における老朽化した施設の改築・更新	計画どおり	2,241,305	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な改築・更新の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的に川田水再生センターの水処理設備や汚泥処理設備の改築・更新工事を行っている。</li> <li>老朽化した下河原水再生センターを中継ポンプ場化するため、送水ポンプ施設の整備などの再構築工事を行っている。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:着実な改築・更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の老朽化が進行する中、施設機能を維持していくため、着実に処理施設の改築・更新などを実施していく。</li> </ul>	
69	下水道施設の強靱化	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供	SDGs	災害や事故に強い下水道の整備	下水道利用者	基幹施設や幹線管路の耐震化・耐水化	計画どおり	111,872	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な耐震化・耐水化の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川氾濫等の災害においても処理機能を確保するため、河内水再生センターの管理棟及びポンプ等の耐水化を行った。</li> <li>能登半島地震を踏まえ、上下水道施設を一体的での耐震化を推進するため、国の要請を受けて上下水道耐震化計画を作成し提出した。</li> <li>川田水再生センターを強靱化するため、整備手法の検討を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:下水道施設の効果的・効率的な強靱化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の耐震性や耐水性を確保するため、上下水道施設耐震化計画等に基づき計画的に取り組んでいく。</li> </ul>	
70	浸水水対策	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		浸水水対策の推進	・下水道利用者 ・下水道本管 ・取付管、公共樹	浸水水箇所の調査・対策・効果測定を実施	計画どおり	171,248	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸水水対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的なテレビカメラ調査の実施により浸水水対策箇所を抽出し、御幸地区や豊郷地区における止水工事などの浸水水対策を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:浸水水箇所の効果的な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有収率を向上させるため、引き続きスクリーニング調査やテレビカメラ調査の実施により対策箇所を抽出し、止水工事などの効果的な対策を行っていく。</li> <li>効果的に対策箇所を特定するため、AI音響調査を試行的に行い、効果を検証していく。</li> </ul>	
71	防災対策及び緊急時対応	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		自然災害に対する体制の確保	・下水道の利用者 ・公共用水域	災害時緊急対応力の充実	計画どおり	0	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):災害時緊急対応力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「上下水道局危機管理計画」に基づく緊急時対応訓練を10月に実施し、自然災害など危機に迅速かつ的確に対応する体制について確認した。</li> <li>非常時対応力を向上させるため、震災により長期間の対応が必要となった場合を想定し、非常時対応計画に基づく机上訓練を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続的な災害時緊急対応力の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、自然災害など危機に迅速かつ的確に対応するため、BCPの充実を図るなど緊急時の対応力強化に努めていく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
72	下水道事業における脱炭素化の推進	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供	SDGs 戦略事業	下水道事業における脱炭素化	下水道施設	省エネ・創エネ設備の導入	計画 どおり	105,327	R5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):脱炭素化に向けた取組の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的に下水道施設の改築更新に併せた省エネ機器の導入や照明のLED化など、省エネ設備の導入を行った。</li> <li>・下水道施設への太陽光発電設備の導入効果を整理し、清原水再生センター等における導入方針を決定した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:脱炭素化に向けた取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、下水道施設における温室効果ガス排出量を削減するため、下水道施設の改築更新に併せた省エネ設備の導入を推進するとともに、水再生センターへの太陽光発電設備の導入など創エネ設備の導入を推進していく。</li> </ul>	
73	排水処理施設の適正化	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		農業集落排水処理施設等の統廃合の推進	・農業集落排水処理施設等の利用者 ・公共用水域	農業集落排水処理施設等の公共下水道接続に向けた検討・整備	計画 どおり	132,460	S52		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):築造工事の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的に特定環境保全公共下水道の築造工事を行い、平出・下平出地区農業集落排水処理施設を公共下水道に接続した。</li> <li>・農業集落排水処理施設等の今後の公共下水道接続について、優先順位や費用対効果などの検討を進めた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的な築造工事の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業を効率化するため、農業集落排水処理施設等の今後の公共下水道接続について定めた「生活排水処理施設最適化計画」の見直しを行っている。</li> <li>・計画的に柳田地区における特定環境保全公共下水道の築造工事などを実施し、農業集落排水処理施設等の公共下水道への接続を推進していく。</li> </ul>	
74	下水道資源の有効活用	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		下水汚泥等の有効活用	下水汚泥消化ガス	川田水再生センターにおける消化ガス発電等による下水汚泥消化ガスの有効活用	計画 どおり	46,560	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):消化ガスの有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や、汚泥施設の加温ボイラでの利用により、消化ガスの有効活用を図った。(売電電力量の当初見込み:約570万kWh→売電電力量の実績値:約608万kWh)</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:消化ガス有効活用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、発電施設等において消化ガスの有効活用を進めるとともに、発電施設の安定稼働に向け、計画的な維持管理を実施していく。</li> </ul>	
75	水質検査	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		水質検査計画に基づき、水質検査を適正に実施し、水道水の高品質化を推進する。	・水道利用者 ・水道水 ・浄水場 ・原水	水質検査の実施	計画 どおり	49,968	S53	先駆的 トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高精度で計画的な水質検査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水質検査計画」に基づく水質検査を行い、水道水の安全性を確認した。</li> <li>・専門別技術研修や内部精度管理を適宜実施し、水道GLPを適切に運用した。</li> <li>・本市の水道水のおいしさを広報し、更なるイメージアップを図ることで顧客満足度の向上を目指すため、「水の硬度の違いによる餃子皮の品質に及ぼす影響」について研究を進め、学会で発表するとともに餃子祭り等で広報した。また、今市浄水場で採用している緩速ろ過の仕組みを「見える化」するため、ミニチュアの「緩速ろ過池水槽模型」を作製し、市民に公開することで、水道事業に対する興味・関心や理解の促進を図った。</li> <li>・お客様が安心して水道水を利用するため、事業場からの化学物質流出や豪雨による急激な水質変動、カビ臭の発生など、水源水質の悪化が認められる場合には、関係課と連携を図りながら、迅速に対応する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:水質管理の更なる強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水質検査計画」に基づき、計画的かつ高精度に水質検査を実施する。</li> <li>・PFOS及びPFOAについては、令和8年4月から水質基準項目への見直しが見込まれていることから、検査体制を整備するとともに、水道法水質基準より厳しい自己管理基準を定めて迅速に対応することで、より安全性の高い水道水を供給する。なお、宇都宮市上下水道局は、日本水道協会栃木県支部事務局であり、また、県内で唯一、検査体制を整備している事業体でもあることから、県内水道事業体の緊急的な検査について受け入れることで、先導的な役割を果たしていく。</li> <li>・学齢期等において水道水に関して興味関心を持ってもらうことで「水道水を飲む文化」を継承できるよう、今市浄水場(緩速ろ過)紹介動画制作や水の実験コーナー整備など、水道水に触れる新たな機会や様々な啓発手法を創出する。</li> <li>・産学官連携による「おいしい水道水」の研究を進めるとともに、水道水の水質や特徴などについて「見える化」に取り組み、様々な機会において成果を周知し、本市水道水の更なるイメージアップを図る。</li> </ul>	
76	貯水槽水道の管理の充実	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		貯水槽水道における安全で安心な水道水の供給	貯水槽水道設置者	現地調査、管理指導及び適正管理啓発パンフレットの配付	計画 どおり	6,743	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):小規模貯水槽水道設置者へ適正指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯水槽の適正管理に関する広報紙への掲載、パンフレットの配布、業務委託において現地調査や改善指導を適宜実施することで、小規模貯水槽水道の管理の充実を図った。</li> <li>・貯水槽水道の検査結果不適案件に応じたわかりやすいチラシを作成し、適正管理の指導を徹底した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:小規模貯水槽水道の管理意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、小規模貯水槽水道の利用者の安全性を確保するため、現地調査を計画的に実施し、貯水槽水道設置者に対して衛生管理方法などの指導及び助言を行い、管理意識の向上を図る。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
77	下水道資源の有効活用	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		下水汚泥等の有効活用	下水汚泥	栃木県下水道資源化工場や民間事業者での安定処理を推進し、水再生センターで発生する下水汚泥の有効活用を図る	計画 どおり	897,318	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安定した下水汚泥の利活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水汚泥の資源化促進に向け、民間肥料化施設への搬出量を増やすとともに、資源化工場の再構築について県及び関係市町と意見交換を行った。</li> <li>国補助制度を活用し、脱水汚泥中の有害物質や肥料成分の調査を行い、肥料として必要な主要成分を含んでいること及び有害成分が規制値未満であることを確認した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:下水汚泥の有効活用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>栃木県下水汚泥資源化推進協議会の勉強会等において、下水道資源化工場の再構築に関する意見交換を行っていく。</li> <li>受入量を増やすことが可能な肥料事業者と協議・調整を行い、民間肥料化施設への搬出量を拡大する。</li> <li>肥料法や廃棄物処理法、下水道法などの手続きや要件を整理し、本市下水汚泥の肥料化へのロードマップを作成する。</li> </ul>	
78	合併処理浄化槽の設置促進	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		合併処理浄化槽の設置促進による、水環境の保全及び生活環境の向上	浄化槽整備区域の市民	浄化槽整備事業補助金の活用による合併処理浄化槽の設置促進	計画 どおり	44,632	S63		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):汲み取りトイレ等からの転換促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存住宅における汲み取りトイレや単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換については、し尿汲み取り業者を活用した啓発を実施した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助制度の効果的な周知による設置促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「浄化槽整備補助金」が有効な手法であるため、引き続き、汲み取りトイレや単独処理浄化槽の世帯に対し関連業者等の協力を得ながら、合併処理浄化槽への転換に向けて補助制度の周知をするとともに、補助事業の利用を市民に促す取組を実施していく。</li> </ul>	
79	老朽管渠の改築更新	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		災害や事故に強い下水道の整備	30年以上経過した田川第1・2処理区の管渠	老朽化した管渠の改築更新	計画 どおり	250,008	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):管渠の健全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管渠の老朽化により道路陥没等のリスクが高まることから、管渠の改築更新を行い、管渠の健全性を確保することができた。</li> <li>管渠の老朽化が進行し、今後、改築需要量が増加していくことから、調査診断結果を基に、効果的・効率的な管渠の改築更新を進める必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:老朽管渠の着実な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、「下水道施設改築更新計画」に基づき、管渠の機能や健全性を確保するため、調査診断結果を踏まえ、優先順位を決めて、効果的・効率的に管渠の改築更新を進めていく。</li> <li>埼玉県八潮市で発生した道路陥没を受け、緊急調査を実施し判明した異常個所については、市民の安全・安心が得られるよう早期に改築工事を実施する。</li> <li>「下水道管路の全国特別調査(国土交通省)」による、内径2m以上かつ、敷設又は改築後30年を経過した管路の調査結果を踏まえ、関係課と連携を図りながら、適正に対策を実施していく。</li> </ul>	
80	公共下水道(污水管渠)の整備	VI-12	質の高い上下水道サービスの提供		公共下水道(污水管渠)の整備	公共(市街化区域)及び特環(市街化調整区域14地区)下水道事業計画区域の市民	下水道管渠の整備	計画 どおり	公共 409,420 特環 456,434 合計 865,854	S32		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):公共下水道の整備面積を拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的に公共下水道の整備を実施することにより、整備面積を拡大することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:公共下水道の計画的な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も公共及び特環下水道区域における生活排水の適正処理を推進し、生活環境の確保や公共用水域の水質保全を図るほか、柳田地区の農業集落排水施設を公共下水道へ接続し広域化・共同化を推進するため、計画的に公共下水道管渠の整備に取り組んでいく。</li> </ul>	
81	都市交通戦略推進事業	VI-13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs	「宇都宮都市交通戦略」の効果的・効率的な推進	・市民 ・交通事業者 ・行政	「第2次宇都宮都市交通戦略(後期計画)」の進行管理	計画 どおり	0	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「第2次宇都宮都市交通戦略(後期計画)」の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの結果等を踏まえ、計画を取りまとめ、令和6年6月に「第2次宇都宮都市交通戦略(後期計画)」を策定した。</li> <li>各実施主体における実施状況や目標の達成状況を取りまとめ、令和5年度の進捗状況について評価を行うとともに、「宇都宮都市交通戦略推進懇話会」を開催し、各委員からの意見を聴取した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画の進行管理、施策・事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次宇都宮都市交通戦略(後期計画)」で定めた各施策・事業について、進捗状況等を確認しながら、効果的かつ効率的に都市交通戦略の推進を図るとともに、状況の変化に的確に対応し、適宜、見直しを行う。</li> </ul>	
82	地域公共交通計画策定事業	VI-13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs	・JR宇都宮駅西側ライトライン整備や、ライトラインの導入と合わせて実施するバス路線再編の前提となる「芳賀・宇都宮地域公共交通計画」の策定 ・国庫補助の対象となる地域内交通(幹線バスに接続)の計画への位置づけ	・市民 ・交通事業者 ・行政	・「芳賀・宇都宮地域公共交通計画」の策定 ・芳賀・宇都宮地域公共交通活性化協議会の開催	計画 どおり	0	R4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):芳賀・宇都宮地域公共交通計画の策定・変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの結果等を踏まえ、「第2次宇都宮都市交通戦略(後期計画)」と整合を図りながら計画を取りまとめ、令和6年6月に「芳賀・宇都宮地域公共交通計画」を策定した。</li> <li>各実施主体における実施状況や目標の達成状況を取りまとめ、令和5年度の進捗状況について評価を行うとともに、法定協議会を開催し、各委員からの意見を聴取した。</li> <li>地域内交通の運行事業者の変更に伴い、法定協議会の了承を経た上で、計画内容を令和7年3月に一部変更した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:芳賀・宇都宮地域公共交通計画の進行管理等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「芳賀・宇都宮地域公共交通計画」で定めた各施策・事業について、進捗状況等を確認しながら、効果的かつ効率的に事業の推進を図るとともに、状況の変化に的確に対応し、適宜、見直しを行う。</li> </ul>	廃止 ・ 終了

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
83	JR宇都宮駅東側におけるバス路線再編事業	VI-13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	ライトラインや地域内交通と連携した効率的で利便性の高いバス路線の構築	・交通事業者	駅東側におけるライトライン開業に合わせた再編路線のモニタリングと運行サービスの最適化の検討	計画 どおり	144,224	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):バス路線再編後のモニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再編後のバス路線の利用状況をバス事業者の交通系ICカードの利用データ等から把握するとともに、清原工業団地にある15企業に対して、社員の勤務実態やバス路線に対する要望等についてヒアリングを実施した。</li> <li>・再編バス路線の利用状況から、バス事業者や関係市町、企業と協議を行い、今後のバス路線のあり方について検討を行った。</li> <li>・再編バス路線について、現在の利用状況や利用意向を踏まえながら、運行サービスの最適化を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:再編バス路線の最適化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再編したバス路線について、引き続き利用促進に取り組みながら、利用状況やヒアリング結果を踏まえ関係市町や企業と協議を行い、運行サービスの最適化を図っていく。</li> </ul>	
84	JR宇都宮駅西側におけるバス路線再編事業	VI-13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	ライトラインや地域内交通と連携した効率的で利便性の高いバス路線の構築	・交通事業者	駅西側ライトライン延伸と合わせたバス路線再編内容の検討	計画 どおり	8,976	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):駅西側ライトライン導入とあわせたバス路線再編内容の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅西側ライトライン導入とあわせたバス路線再編について、大通りの道路空間の検討状況や現在のバス利用状況などを踏まえ、バス事業者と協議しながらバス路線再編内容の検討を進め、令和7年2月に駅西側のバス路線再編の基本的な考え方を公表した。</li> <li>・駅西側ライトラインの事業化に向けた検討の進捗状況と連携しながら、バス事業者などと適宜協議を行い、再編内容の検討を進める必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:駅西側ライトライン導入とあわせたバス路線再編内容の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅西側ライトライン事業化に向けた大通りの道路空間の検討状況などを踏まえ、ライトライン導入とあわせた市内全域を対象とするバス路線の再編内容の検討を進める。</li> <li>・検討にあたっては、バス路線再編内容に加え、駅前広場やトランジットセンターなど、交通結節点などの施設内容についても、バス事業者と適宜協議を行う。</li> <li>・ライトラインとバスなどが効率的に連携した階層性のある公共交通ネットワークの維持・充実策について、バス事業者と適宜協議を行っていく。</li> </ul>	
85	シェアリングモビリティ事業	VI-13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	端末交通手段や街なかの回遊性向上に寄与する移動手段としてのシェアリングモビリティの事業継続性の検証	・市民 ・シェアリングサービス事業者 ・行政	シェアリングモビリティ普及	計画 どおり	11,250	R4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):シェアリングモビリティ事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4・5年度に行った実証実験を踏まえ、民間事業者主体による事業運営の可能性などを検証するため、事業者を選定し、令和6年10月から事業を開始した。</li> <li>・令和6年10月の事業開始にあわせ、中心エリアのポートの高密度化、エリアの拡大を行い、それに伴い、車両の増設を実施した。また、より多くの方に利用してもらえるように決済手段の拡充を行った。</li> <li>・事業の開始から、右肩上がり利用が伸びている。ヘルメットの着用や交通ルールの順守など、安心・安全に利用してもらうための周知が必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:持続可能性の検討、交通ルールの周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き事業者と協力して、利用動態の把握や利用者アンケートを実施していきながら、事業運営の可能性について検証を行っていく。</li> <li>・多くの方に安全にシェアリングモビリティを利用してもらうために、県警等と連携して安全講習会を実施する。</li> </ul>	
86	生活バス路線維持・充実事業	VI-13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	バス路線の維持・充実	市内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者	赤字のバス路線の運行に対する補助	計画 どおり	273,179	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):国・県協調補助・NCC路線補助の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の収益の減少に伴い、従来であれば補助対象路線から除外されてしまう路線についても、国・県の要件緩和により、バス路線に対する補助を国・県と協調して行い、バス路線の維持・存続を図った。</li> <li>・NCCの形成に資するバスネットワークの更なる充実・強化を図るため、対象路線を拡充し、事業者への支援を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:国・県協調補助、NCC路線補助による支援の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活の交通手段を確保するため、引き続き、国・県と協調しながら、赤字バス路線の運行に対する補助を行うとともに、利用環境の整備や運賃負担軽減策の実施などに取り組みながら、モビリティ・マネジメントにより意識転換を促し、積極的に利用促進を図る。</li> <li>・NCC路線補助制度を活用し、バス路線の維持・充実に取り組むとともに、本市の目指す階層性のある公共交通ネットワークの維持・充実策について、バス事業者等と適宜協議を行っていく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
87	誰もが移動しやすい交通環境の構築に関する調査業務	VI-13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	誰もが移動しやすい交通環境の実現に向けて、乗継抵抗の軽減に寄与するモビリティハブの設置を推進 ・子育て・高齢世代など他分野の抱える移動課題の解決に取り組む。	・市民 ・民間企業 ・交通事業者 ・行政	「第2次宇都宮都市交通戦略 後期計画」の見直しにあたって確認した市民等の移動課題を深堀し、誰もが移動しやすい交通環境の構築に向けて、実施する事業内容の具体化を図る。	計画 どおり	13,970	R6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：誰もが移動しやすい交通環境の構築に関する調査業務の実施】</p> <p>&lt;モビリティハブ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICカードデータやビッグデータ等を活用し、実施エリアを検討するとともに、市民アンケート調査や民間事業者等へのヒアリング調査などからモビリティハブに求められる機能を確認し、令和7年度事業実施に向けた準備を進めた。</li> </ul> <p>&lt;他分野における移動課題の解決&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育てタクシーに係る事業者や路線バス事業者などへのヒアリング調査等を実施し、更なる利便性の向上や持続的に事業を実施していくための課題などを確認したところであり、その課題の解決に向けて、国が発足した「交通空白解消・官民連携プラットフォーム」に参画した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：誰もが移動しやすい交通環境の構築に向けた事業展開等】</p> <p>&lt;モビリティハブ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者等と連携した事業展開</li> <li>昨年度に検討したエリアやモビリティハブに求められる機能を踏まえ、実施場所となる施設管理者だけでなく、周辺の民間事業者とも連携しながら、モビリティハブの利便性向上を図る。</li> <li>地域拠点における効果的な事業展開</li> <li>公共交通の利用状況やビッグデータによる移動実態などを踏まえ、令和6年度に抽出した地域拠点の候補地をベースとし、各地域における商業施設の立地など、これまでのまちづくりの取組に加え、移動販売などの新たな事業とも連携しながら、パイロット的に設置を推進していく。</li> </ul> <p>&lt;その他の移動課題の解決&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「交通空白解消・官民連携プラットフォーム」を活用しながら、子育てタクシーの配車に関する課題解決や自動運転の導入などに係る情報収集を行うとともに、共創意向のある民間事業者と関係性を構築し、事業の検討を行う。</li> </ul>	
88	上河内地域路線バス運行事業費	VI-13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs	上河内地区における通勤・通学など日常生活の移動手段の確保	上河内地区の住民	上河内地域路線バスの運行	計画 どおり	19,718	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：地域住民の移動手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上河内地域路線バスの運行については、地域住民の移動手段確保のため、引き続き、当該路線の運行を行った。</li> <li>引き続き地域住民の移動手段の確保を図るとともに、移動需要に応じた効率的な運行が出来るよう、運行計画についての検討を行う必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：効率的な運行方法の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動需要や利用状況等を鑑みながら、地域や小学校と意見交換を行うとともにバス事業者と協議・調整を行い、効率的な運行ができるよう、ダイヤ改正等を検討していく。</li> </ul>	
89	地域内交通運行事業費補助金	VI-13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	市民の日常生活の移動手段の確保	地域住民で組織する 運営協議会	・地域内交通の運行経費等に対する補助 ・地域内交通導入自治会の拡大に向けた支援 ・地域内交通の利便性の向上と運行の効率化に向けたデジタル技術の活用	計画 どおり	178,390	H19	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：地域内交通の運行支援や導入区域拡大支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内の15地区18路線について、予約配車システムを活用することで、運行経費の削減を図りながら、運行支援を行った。</li> <li>地域内交通の持続可能な運行に向けて、各地区の状況に応じて適切に支援できるよう、「地域内交通運営経費補助金」の見直しを行うとともに、地域運営組織の運営事務をサポートする「地域内交通運営事務アドバイザー制度」の運用を開始し、支援を希望する地区に対して、延べ3回のアドバイザー派遣を行い、運営事務能力の向上を図った。</li> <li>引き続き、地域内交通導入地区における運行を支援しながら、「地域内交通運営経費補助金」の適切な活用とともに、「地域内交通運営事務アドバイザー制度」の効果的な運用定着を図り、地域による運営を支援していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：地域内交通の運行支援や導入支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域運営組織の負担軽減を図るため、必要な経費を適切に支援できるよう「地域内交通運営経費補助金」の柔軟な運用とともに、「地域内交通運営事務アドバイザー制度」について、これまでの予算・精算事務を中心としたサポートに加え、各地域運営組織における取組の好事例の情報共有を行うなど、効果的な運用を図っていく。</li> <li>一部の区域で地域内交通を先行導入している地区における運行区域の拡大に向けて、引き続き、地域の実情に応じた支援を行っていく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
90	地域内交通推進事業	VI-13	公共交通ネットワークの充 実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	市街地における市 民の日常生活の移動 手段の確保	・地域住民で組織す る運営協議会 ・市街地における 生活交通の導入に 向けた住民検討組 織等	・新たな運行方式による 地域内交通の実証運 行の開始 ・地域内交通の導入地区 の拡大に向けた支援	計 画 ど お り	8,340	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活交通確保に向けた地域の取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細谷・上戸祭地区において、地域運営組織と連携しながら、関係機関との調整を行い、県内初となる「ミーティングポイント型デマンド方式」による地域内交通「細谷・上戸みらい号」の実証運行を開始した。</li> <li>・築瀬地区、中央地区において、地域と連携しながら、まちづくり団体や単位自治会を対象とした勉強会の開催を重ねるとともに、移動需要を把握するためのアンケート調査を実施した。</li> <li>・引き続き、各地域の特性や意向、運行状況に応じた導入支援を行い、市街地における地域内交通の導入を推進していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:持続的な運行と生活交通確保に向けた地域の取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細谷・上戸祭地区の「細谷・上戸みらい号」については、運行開始から間もないことから、利用者の獲得・定着を図るため、地域と連携しながら、自治会毎の説明会や無料乗車券の配布など利用促進策を実施するほか、「ミーティングポイント型デマンド方式」が細谷・上戸祭地区の地域特性に適した運行方法であることを確認し、細谷・上戸祭地区内のその他の自治会も含めた本格運行への移行を図るとともに、本取組を市街地におけるモデルケースのひとつとして、地域内交通の導入促進につなげていく。</li> <li>・築瀬地区、中央地区については、移動需要を把握するためのアンケート調査の結果を踏まえた運行ルートを検討し、地域と意見交換を重ねながら、両地区にとって最適な運行方式を検討する。</li> </ul>	
91	予約配車システム推進事業	VI-13	公共交通ネットワークの充 実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	利用者の利便性向上 と運行の効率化	地域住民で組織する 運営協議会運営協 議会	地域内交通の利便性の 向上と運行の効率化に 向けたデジタル支援技術の 活用	計 画 ど お り	20,955	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):予約・配車システムの利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内14地区17路線において予約配車システムを継続運用するとともに、新たに1地区において導入を行った。</li> <li>・地域や民間企業と連携しながらWEBアプリを活用した利用体験会等を実施し、利用の定着に向けて取り組んだことにより、利用者は増加傾向となった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:予約・配車システムの利用促進】</p> <p>予約配車システムのWEBアプリの利用促進に向けて、利用状況を適宜モニタリングしながら、地域運営組織や民間企業と連携した「伴走型の利用体験会」の実施やサービスの周知などに取り組み、さらなる利用促進を図る。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
92	LRT整備の推進	VI-13	公共交通ネットワークの充 実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	JR宇都宮駅東側のライ トラインの利用促進 及びJR宇都宮駅西側 のライトライン導入	・市民 ・来訪者 ・沿線関係者 ・企業	・JR宇都宮駅東側のライ トラインの利用促進 ・JR宇都宮駅西側のライ トライン導入に向けた検 討 ・ライトライン事業に関す る市民理解の促進	計画 どおり	552,100	H6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:JR宇都宮駅東側のライトラインの利用促進及び駅西側のライトライン導入に向けた検討】 (駅東側) ・平日の利用者数は、軌道運送高度化実施計画の需要予測16,318人を超え、土日祝日の利用者数は計画の約2倍となる約10,000人となり、公共交通機関として定着している。 ・軌道施設等の適切な維持管理を継続して実施するため、「ライトラインの維持向上に係る有識者会議」を引き続き開催し、車輪やレールの摩耗傾向の調査や効率的な維持管理手法の検討に取り組んだ。 ・自動車からライトラインへの乗り換え利用が多いことから、令和5年度から引き続き、駐車場の整備に取り組み、平石停留場における駐車場の増設を行うとともに、平石・飛山城跡停留場にトイレの整備を行った。 ・市民理解については、「開業1周年記念事業」をはじめ、沿線のスポット紹介などの利用促進物の発行・配布や、さらなる理解促進やマイレール意識の醸成、情報発信に取り組んだ。</p> <p>(駅西側) ・ライトラインの駅西側延伸については、NCC形成の効果を早期に発現させるため、「宇都宮駅東口停留場」から「県教育会館付近」までの約5kmについて整備を進めることとしており、ライトライン導入後の大通りの空間などについて、多くの関係者と繰り返し意見交換を重ね、交通円滑化方策などについて関係機関との協議を重ねてきたところであり、令和7年2月には、大通りの導入空間について、ライトライン駅西側延伸の基本的な考え方や区間設定の考えなど、ライトライン導入後の整備方針を公表するとともに、公表した導入空間案を基に、ライトライン導入後の2030年代のまちの姿をイメージできるVRを新たに作成し、市民理解の促進を図った。 ・各種媒体をリニューアルし、分かりやすい情報発信に取り組むとともに、市内全39地区に対し、ライトライン体験会・意見交換会を実施し、約600名に参加をいただき、のべ約2,000名にわたる意見を聴取するとともに、全11回のオープンハウスや常設型のオープンスクエアなど、双方向の市民理解に向けた取り組みを実施し、きめ細かく、丁寧に意見交換を重ねた。</p> <p>【②今後の取組方針】:JR宇都宮駅東側のライトラインの安全・安心な運行の確保と利便性向上及びJR宇都宮駅西側のライトライン整備の推進】 (駅東側) ・沿線事業者や学校との意見交換などを踏まえて、増便の実施など、宇都宮ライトレール株式会社における運行ダイヤの最適化を進めていく。 ・引き続き、ライトラインの安定運行に向けて、「ライトラインの維持向上に係る有識者会議」を開催し、車輪とレールの摩耗状況との相関性などに係る検証を行いながら、効果的かつ効率的なメンテナンス手法の確立に取り組む。 ・ライトライン利用者の利便性向上に向けて、駐車場の利用実態の把握などを通じ、利用者の意向の把握に努め、良好な利用環境を提供できるよう、必要な対応を検討していく。 ・速達性を高める「運転速度の向上」について、有識者との意見交換や国などの関係機関と協議・調整を行いながら、実施区間や運転速度などについて具体的な検討に取り組む。 ・さらなる利用促進に向けて、運行会社や沿線店舗等と連携しキャンペーンなどに取り組む。 ・安全安心にライトラインを利用していただけるよう、引き続き、関係課と連携し、交通ルールの周知に取り組む。</p> <p>(駅西側) ・ライトラインの駅西側延伸については、令和7年内に「軌道運送高度化実施計画」を策定して軌道事業の特許申請を行う。 ・市民理解については、駅西側の事業化に向けた検討状況について、広報紙など、様々な媒体や新たに作成したVRを通じて分かりやすい情報発信に取り組むほか、新たに移転したオープンスクエアを活用し、連合自治会及び関係団体等との意見交換会などの双方向の取組をより丁寧に行うなど、更なる機運醸成・理解促進を図っていく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
93	公共交通利用促進事業 (MNU, モビリティ・マネジメント (MM)の実施)	VI-13	公共交通の利便性向上と 利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	公共交通の利便性向上と 利用促進	・市民 ・民間企業 ・学校	公共交通の利便性向上 の取組や市民等のライフ ステージの変化などの機 会を捉えた効果的な意識 転換・行動変容策の実施	計画 どおり	77,900	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民・企業等に対する多様なMMの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の効果的な展開に向け組織した有識者会議において、事業全般の目指すべき方向性を示したロードマップを策定したほか、同会議からの提言内容を踏まえ、ライトライン開業一周年記念事業と連携した体験型公共交通イベント「乗ろうよ！フェア2024」や、小中高生相世代へのtotra配布、SNSやHP、U字工事YouTubeチャンネルとのタイアップ、高齢者向けパンフレット作成を実施するなど、公共交通に対する意識啓発やイメージアップを幅広い市民にアプローチすることができた。</li> <li>・ライトライン・再編バス路線沿線の住民・企業に対しては、清原地区に加え、平石・岡本エリアを対象とし、経路検索システム「乗ろうよ！ナビ」や「乗継便利な時刻表」、各社毎にアレンジしたチラシ等を主要な動機付けとしたMMを実施し、MM実施前後でマイカーと公共交通を使い分ける割合が増加した。</li> <li>・学校については、沿線の作新学院大学の学生の協力を得つつ「沿線マップ」の作成・当該マップを動機付けとしたアンケートを実施し、ライトライン等を活用した通学スタイルを訴求するとともに、潜在需要を把握した。</li> <li>・新たに開始した、通学者に対する「ライトライン・バス連絡定期券購入支援制度」では、交通事業者と連携した制度の周知などにより、当初の想定(100名)を上回る申請があり、アンケートにおいても約2割の方が「(定期券を)この補助制度がきっかけで購入した」と回答するなど、補助制度を通じた若年層への公共交通利用の促進を図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:効果的なMM展開や対象の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内交通事業者やモビリティ・ハブ事業と連携しながら、公共交通に対する意識啓発やイメージアップ、効果的な広報PRを図る。</li> <li>・沿線MMIについては、清原エリア、平石エリアへの働きかけを継続しつつ、個人属性や地域に着目したコアな働きかけを展開するとともに、令和6年度までのMMの結果を踏まえ、R8年度以降のアクションプランを整理する。</li> <li>・上記事業を含むMNU事業の実施にあたっては、有識者会議からの提言を受けながら公共交通の利用促進策を展開していく。</li> </ul>	
94	県央地域公共交通利活用促進協議会	VI-13	公共交通の利便性向上と 利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	県央地域における公 共交通の利用促進	県央地域(3市5町) の市民	県央地域における公 共交通利用促進策の実施	計画 どおり	500	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):県央地域における公共交通利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「LRT×とちぎならやっばり莓だろツアー(宇都宮市、真岡市、芳賀町、市貝町)」の実施や、啓発グッズ(トートバッグ・ボールペン・クリアファイル)の作成及び配布、ライトライン開業一周年記念事業と連携した公共交通イベント「乗ろうよ！フェア2025」などの各市町実施の事業におけるPRブース設置、学校MM(バスの乗り方教室)(宇都宮市、真岡市)の実施など、委員構成市町と連携しながら幅広く活動し、公共交通の利活用促進を図った。</li> <li>・先進事例視察として、「GunMaaS」の視察(群馬県前橋市)を実施した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:広域的な公共交通の利用促進・利便性向上に向けた検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成市町と協議のうえ、構成市町の行政職員による情報共有や意見交換の場として活用することとし、今後の協議会活動についても十分な検討を行っていく。</li> </ul>	縮小
95	交通ICカード普及促進事業	VI-13	公共交通の利便性向上と 利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	交通系ICカード「totra」 の普及促進	市民	・「バスからバスへの乗継 割引制度」に係るチラシ やポスターによるtotraの 周知 ・広報紙によるtotraの普 及促進	計画 どおり	997	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):ポスター・チラシの作成や広報紙による周知・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MNU事業における取組に加え、「バスからバスへの乗継割引制度」の導入に合わせて、チラシやポスター等を活用し、totraの普及促進を行った。</li> <li>・新生活が始まるタイミングとあわせ、広報紙4月号において「バスの乗り方」及び「totraの普及啓発」を効果的に実施した。</li> <li>・引き続き、totraの持つ地域独自機能の魅力等について、効果的な周知・広報を実施する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:totraの更なる普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取組である広報紙への掲載等、効果的な周知・広報については、引き続き実施する。</li> <li>・令和7年度には、totra等を活用した「1日乗車券制度」を運用開始する予定であることから、SNS発信やポスター等の作成により、広く市民への周知を実施する。</li> </ul>	
96	運賃負担軽減事業	VI-13	公共交通の利便性向上と 利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	運賃負担軽減策の実 施	市民	・バスの上限運賃制度の 実施 ・「ライトライン・バス・地 域内交通の乗継割引制 度」の実施 ・「バスからバスへの乗継 割引制度」の実施 ・「1日乗車券制度」の導 入	計画 どおり	95,692	R3	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):バスからバスへの乗継割引制度の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス事業者及びシステム事業者と調整を行い、令和6年7月、バスからバスへの乗継割引制度を導入し(200円割引)、「どこから乗っても街なかまで片道500円以内」を実現した。</li> <li>・「市内のどこから乗ってもどこまで行っても片道500円以内」の実現に向け、ライトライン・バス・地域内交通を定額で利用できる「1日乗車券制度」の導入を目指し、交通事業者及びシステム事業者と協議を行ったところであり、引き続き、販売方法等の具体的な制度設計について検討を進めていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市内のどこから乗ってもどこまで行っても片道500円以内の実現に向けた「1日乗車券制度」の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライトライン・バス・地域内交通を定額で利用できる「1日乗車券制度」について、交通事業者やシステム事業者と販売方法等に関する協議を行いながら、令和7年度中に導入する。</li> <li>・「1日乗車券制度」の導入にあたっては、SNSやポスター・広報紙等の媒体を広く活用し、市民への周知を行っていく。</li> </ul>	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
97	公共交通利用環境整備事業	VI-13	公共交通の利便性向上と 利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	公共交通利用者の利 便性の向上	市内で生活バス路 線を運行する乗合バ ス事業者、企業、団 体等	利用者の多いバス停や地 域内交通との乗継ポイント となるバス停などの待 合環境整備に対する補助	計画 どおり	0	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):公共交通利用者の利便性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本補助金の活用による公共交通の利便性向上に向けて働きかけを行ってきたが、交通事業者の厳しい経営環境などから活用に至っていないことから、補助制度の活用に向けた方策を検討する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:公共交通利用者の利便性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、交通事業者等に対して本補助制度の活用を促しながら、より活用しやすい補助メニューのあり方について検討を進めていく。</li> </ul>	
98	地域内交通への交通ICカード導入 支援事業	VI-13	公共交通の利便性向上と 利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	運賃支払の簡略化 と、これに伴う定時性・ 速達性の向上・乗り継 ぎの円滑化など、公共 交通の利便性向上	・交通事業者 ・市民等	・市民をはじめ、公共交通 利用者へのICカード導入 に係る周知	計画 どおり	9,204	H25	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):車載器の追加搭載と利用者への周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細谷・上戸祭地区において、地域内交通の実証運行が開始されたことに加え、一部地区において、運行事業者が変更になったことから、車載器2台の追加搭載を行った。</li> <li>・地域内交通の各運営組織において、地域の広報紙を活用したICカードの利用促進を行った。</li> <li>・引き続き、市民の誰もがICカードを利用できるよう、利用者への周知していく必要がある。</li> </ul> <p>【発行枚数・決済率】地域内交通でのICカード決済率:約70%(令和6年4月1日～令和7年3月31日)</p> <p>【②今後の取組方針:ICカードの利用促進、周知・PR】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内交通へのICカードシステムの円滑な運用が図られるよう、運行事業者やシステム開発事業者と連携を図りながら、新たにICカードシステムを導入した地域内交通の運行事業者の乗務員への教育・研修の充実を図る。</li> <li>・地域内交通におけるICカードの利用促進を図るため、広報紙や自治会回覧を活用した利用促進チラシを配布するとともに、地域と連携した「利用体験会」の実施を検討するなど周知・PRに取り組んでいく。</li> </ul>	拡大
99	人にやさしいバス等導入促進補助 金	VI-13	公共交通の利便性向上と 利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	公共交通のバリアフ リー化の推進	・ノンステップバスを 導入するバス事業者 ・ユニバーサルデザ イン(UD)タクシー車 両を導入するタク シー事業者	ノンステップバス及びUD タクシー車両の購入費等 に対する補助	計画 どおり	900	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):UDタクシーの導入促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス事業者においては、低床型EV車両導入の方針が示されていることから、電気自動車に対する補助を活用することでバリアフリー化を促進した。</li> <li>また、タクシー事業者については、事業者の車両更新計画に基づき、UDタクシー3台の車両導入を支援した。</li> <li>・引き続き、事業者と公共交通のバリアフリー化に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:UDタクシーの導入促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、国・県と協調し、UDタクシー車両の導入を推進する。</li> </ul>	
100	道路ネットワーク形成推進事業	VI-13	円滑、快適、安全・安心な 道路づくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	NCCの更なる推進に 向けた、効果的・効率 的な道路ネットワー クの形成	市の道路整備及び 安全分野に係る事 業	・道路事業の整備方針等 を示す道路づくりプログラ ムの策定	計画 どおり	5,126	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「道路づくりプログラム」の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NCCの基盤となる道路ネットワークの構築に向け、県が進める道路整備事業と連携を図るとともに、公共交通やひとを中心とした将来の交通環境を見据え、効果的・効果的に道路整備を進めるため、「宇都宮市道路づくりプログラム」を策定した。</li> <li>・道路づくりプログラムに位置付けた事業については、整備や保全分野を含めて横断的に管理することに加え、関連事業等の進捗を踏まえ、適宜、事業スケジュールの見直しを行うなど、計画的に事業を推進する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:道路づくりプログラムに基づく進行管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路づくりプログラムに位置付けた事業を着実に推進するため、引き続き県との連携を密に図るとともに、PDCAサイクルに基づき進行管理や改善策の検討を行う。</li> <li>・事業の実施にあたっては、事業箇所やスケジュールなどを道路づくりプログラムで公表することにより、事業過程の透明性を高め、市民の理解を得ながら推進する。</li> </ul>	
101	生活道路における交通安全対策の 推進	VI-13	円滑、快適、安全・安心な 道路づくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	生活道路における交 通安全対策	市民・道路利用者	・ゾーン30プラスを活用し た生活道路における交通 安全対策の実証実験	計画 どおり	8,503	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通安全対策に向けた実証実験の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路の交通安全対策においては、地元要望を踏まえ、面的な交通安全対策である「ゾーン30プラス」の導入に向け、ETC2.0のビッグデータ等を活用し地元や交通管理者と意見交換を行いながら、ハンブ等を設置する実証実験を実施した。</li> <li>・実証実験の分析結果を踏まえ、本対策の実施に向けて、地元と合意形成を図り、「ゾーン30プラス」を拡大していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:面的な交通安全対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路の交通安全対策については、昨年度、実証実験を実施した2地区において、効果検証を踏まえ地元や交通管理者と意見交換を行いながら、ハンブ等本設置する。</li> <li>・「ゾーン30プラス」の拡大に向けて、引き続き地元要望を踏まえつつ、優先整備箇所を整理し実証実験を行うほか、これまでの取組事例を参考に効果的・効果的に実施できる実証実験について検討していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
102	無電柱化の推進	VI-13	円滑、快適、安全・安心な 道路づくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	防災や安全な交通環 境の確保、良好な景 観形成を図るため、電 線類の地中化等によ る無電柱化を計画的 に推進するもの	宇都宮市管理道路	・防災性の向上に資する 緊急輸送道路等の重点 路線の無電柱化 ・良好な景観形成による 魅力向上に資する路線の 無電柱化 ・無電柱化推進計画に基 づく周知啓発及び関係機 関との連携強化	計画 どおり		R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:「宇都宮市無電柱化推進計画」に基づく対象道路の整備及び広報・周知活動、関係機関との情報交換の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮日光線(一条)について、電線共同溝の整備推進を図るため、電線管理者と協議・調整を図りながら電線共同溝築造工事及び引込管等設備委託工事を実施した。</li> <li>・小幡・清住地区における宇都宮日光線及び塙田平出線について、関係機関や電線管理者と電線共同溝の工事に向けた協議・調整を実施し、「電線共同溝整備計画書」を作成することができた。</li> <li>・市道632・635号線(大谷地区)について、良好な景観形成を図るため、無電柱化工事の着手に向け、関係機関及び電線管理者との協議を進め、電線共同溝詳細設計を完了させ、事業を推進した。</li> <li>・市道640号線(大谷町、産業通り(大和)、産業通り(陽東Ⅱ))について、栃木県無電柱化推進協議会において、無電柱化実施路線として承認を得た。</li> <li>・無電柱化の日(11月10日)の普及啓発に係る記事を広報紙に掲載するとともに、栃木県無電柱化推進協議会へ新規整備路線に係る情報提供を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:「宇都宮市無電柱化推進計画」に基づく無電柱化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、宇都宮日光線(一条)及び市道632・635号線の電線共同溝による無電柱化整備を推進する。</li> <li>・小幡・清住地区における宇都宮日光線及び塙田平出線の電線共同溝工事について、「電線共同溝整備計画書」に基づき、令和7年度の早期に着手する。</li> <li>・道路の無電柱化に係る取組の必要性について、広報紙等による周知啓発を行うとともに、国・県と情報交換等を行いながら、計画的・効率的に事業を進めていく。</li> </ul>	
103	舗装改良事業	VI-13	円滑、快適、安全・安心な 道路づくりの推進		道路環境の安全性と 信頼性の確保	市民、道路利用者	・計画的な舗装の修繕	計画 どおり	754,087	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:安全・安心な道路通行確保に向けた舗装修繕の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宇都宮市道路施設長寿命化計画(道路舗装編)」に基づき、予防保全の対象となる路線の路面性状調査結果を踏まえ、計画的に修繕を実施するとともに、事後保全の対象となる路線は宮ココ及び電話などから寄せられた情報や道路パトロールにより発見した損傷箇所を速やかに修繕し、安全な道路環境を確保した。</li> <li>・管理瑕疵を未然に防止するため、道路の異常や損傷などの危険要因を速やかに排除し、道路を常時良好な状態に保つ必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:予防保全と事後保全を組み合わせた適切な道路修繕の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宇都宮市道路施設長寿命化計画(道路舗装編)」に基づき、更なる道路環境の安全性を確保するため、点検・診断・措置・記録を繰り返す「メンテナンスサイクル」を着実に実施する。</li> <li>・宮ココや電話を通じて市民から寄せられる道路の異常や損傷などに適切に対応する。</li> <li>・令和8年度に予定している道路施設長寿命化計画の中間見直しに向け、現行計画の効果検証や、対象路線の更新を行うとともに、より効果的なライフサイクルコストの縮減及び舗装の予防保全に取り組む。</li> </ul>	
104	都市計画道路整備事業	VI-13	円滑・快適、安全・安心な 道路づくりの推進	戦略事業 ・ SDGs	都市の骨格を形成す る幹線道路の整備	市民・地権者・道路 利用者	道路整備・用地取得	計画 どおり	808,211	—		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:都市計画道路の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市間・拠点間の連絡強化や都心部への通過交通の流入抑制を図るため、電線管理者や河川事業、区画整理事業などの他事業と調整を図りながら、産業通り(陽東)や宇都宮日光線(一条)などの継続事業について円滑に事業を推進するとともに、新たに産業通り(陽東Ⅱ)の事業認可を取得するなど、計画的に都市計画道路6路線の事業を推進した。</li> <li>・事業が長期化している鶴田宝木線については、着実かつ早期の用地取得に向け、収用裁決申請書作成業務委託を発注し、収用の準備に着手した。</li> <li>・事業効果の早期発現に向け、交差点付近などから計画的に用地取得に努め、効果的に道路整備を進めていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:NCCの形成に向けた都市計画道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路づくりプログラム」に掲げる目標を確実に達成するため、継続中の路線については、事業効果が早期に発現できるよう、権利者の理解促進を図りながら計画的に用地取得に取り組む、渋滞状況を踏まえ、取得済み用地を活用した部分的な整備を行うなど、効果的に事業を進める。また、未着手路線である競輪場通り(戸祭)及び宇都宮日光線(星が丘)については、事業化に必要な準備を進めていく。</li> <li>・鶴田宝木線については、引き続き、任意契約による用地取得を基本に交渉を進めていくが、交渉状況などを踏まえながら、土地収用法の適用も含め、着実かつ早期の用地取得に取り組んでいく。</li> </ul>	
105	幹線市道整備事業	VI-13	円滑・快適、安全・安心な 道路づくりの推進	戦略事業 ・ SDGs	都市計画道路等を補 完し道路ネットワー クの形成に資する幹 線道路の整備	市民・地権者・道路 利用者	道路整備・交差点改良・ 用地取得	計画 どおり	281,326	—		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:幹線市道の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路を補完し拠点間や地域内において、道路交通の円滑化や安全性の確保、利便性を向上させるため、適切な工程管理や関係機関との調整を行いながら道路整備を進め、市道5340号線(みずほの通り)を完成4車線で供用開始するなど、幹線市道3路線について計画的に事業を推進した。</li> <li>・事業効果の早期発現に向け、交差点付近などから計画的に用地取得に努め、効果的に道路整備を進めていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:道路ネットワークの充実に向けた道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路づくりプログラム」に掲げる目標を確実に達成するため、事業効果が早期に発現できるよう、権利者の理解促進を図りながら計画的に用地取得に取り組む、渋滞状況を踏まえ、取得済み用地を活用した部分的な整備を行うなど、効果的に事業を進める。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
106	宮サイクルステーションの管理運営	VI-13	「自転車のまち宇都宮」の 推進		宮サイクルステーションの管理運営を通じた自転車の魅力発信及び自転車の利活用促進	市民, 自転車利用者	宮サイクルステーションの管理運営	計画 どおり	10,165	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):利用者ニーズを踏まえたサービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR宇都宮駅西口周辺に位置し,ロードバイク等を低価格でレンタルできる施設として,令和5年度と同程度の方々に来館いただき,ロードバイクの魅力や安全な乗り方のほか,「自転車のまち宇都宮」の取組などについて学ぶ機会を提供できた。また,レンタサイクル利用者数についても,令和5年度と同程度の方々に利用いただいたとともに,これまでの最長2日間のレンタル期間を3日間に延長するなど,利用者ニーズを踏まえたレンタサイクルの運用改善を図ることができた。</li> <li>・令和7年度においても,引き続き,指定管理者と連携しながら,多くの方々に利用いただける取組を展開する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:幅広い情報発信と利用者ニーズを踏まえたサービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者であるサイクルスポーツマネジメント株式会社との打合せを重ねながら,様々な媒体を活用した幅広い情報発信を行うとともに,利用者ニーズを踏まえたサービスの充実を図ることにより,利用者数の増加を図る。</li> </ul>	